

# 令和7年第5回（12月）上越市議会定例会

## 農政建設常任委員会資料

案 件 番 号	案 件 名	提 出 課	ペ ー ジ
議案第121号	上越市ガス水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	総務課	1~2
議案第122号	上越市水道事業給水条例の一部改正について		3
議案第123号	上越市下水道条例の一部改正について		4~5
議案第124号	上越市農業集落排水条例の一部改正について		6~7
議案第125号	上越市浄化槽整備推進事業に係る浄化槽の設置等に関する条例の一部改正について		8
議案第126号	上越市液化石油ガス供給条例の一部改正について		9~10
議案第127号	上越市ガス供給条例の一部改正について		11~14
議案第111号	令和7年度上越市ガス事業会計補正予算（第1号）	経営企画課	15~24
議案第112号	令和7年度上越市水道事業会計補正予算（第1号）		25~40
議案第113号	令和7年度上越市下水道事業会計補正予算（第1号）		41~44

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第121号
提出課	総務課

## 上越市ガス水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

### 1 改正理由

市長等の特別職の職員と同様に、期末手当の支給割合を引き上げるもの

### 2 改正内容

(1) ガス水道事業管理者の期末手当の支給割合を次のとおり改める。 (第4条関係)

区分	改正前	改正後			年間比較
	令和7年度	令和7年度		令和8年度以降	
	6・12月期	6月期	12月期	6・12月期	
期末手当	172.5/100	172.5/100	177.5/100	175/100	5/100

«参考» 改定に伴う年間の期末手当支給額の比較

(単位:円)

改定前	改定後 (令和7年度)	年間比較
2,529,126	2,565,780	36,654

(2) (1)の改正のうち令和7年12月期における期末手当の支給割合の改正を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすこととする。 (附則第3項関係)

### 3 施行期日

次に掲げる区分に応じ、次に定める日

- (1) 令和7年12月期における期末手当の支給割合の改正及び2(2)の規定 管理規程で定める日 (令和7年4月1日から適用)
- (2) 令和8年度以降の期末手当の支給割合の改正 令和8年4月1日

### 4 上越市ガス水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例改正案新旧対照表

(1) 第1条の規定による上越市ガス水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

第1条の規定による改正案	第1条の規定による改正前
(期末手当) 第4条 管理者の期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合においては</u> <u>100分の172.5、12月に支給する</u>	(期末手当) 第4条 管理者の期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の172.5</u>

第1条の規定による改正案	第1条の規定による改正前
<p>場合においては<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p><u>乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>

(2) 第2条の規定による上越市ガス水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 管理者の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の175</u></p> <p><u>乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 管理者の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の172.5、12月に支給する場合においては100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第122号
提出課	総務課

## 上越市水道事業給水条例の一部改正について

### 1 改正理由

災害その他非常の場合において、迅速に給水装置の復旧等を図るため、給水装置工事を行うことができる者についての特例を定めるもの

### 2 改正内容

災害その他非常の場合において、他の地方公共団体の長等又は他の地方公共団体の長等が指定した者が給水装置工事を施行することができるよう改める。(第11条関係)

### 3 施行期日

令和8年1月1日

### 4 上越市水道事業給水条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
(給水装置工事の施行) 第11条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の規定により指定した者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の地方公共団体の長等又は他の地方公共団体の長等が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるとときは、この限りでない。	(給水装置工事の施行) 第11条 給水装置工事は、本市又は本市が法第16条の2第1項の規定により指定した者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。
2～4 略	2～4 略

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第123号
提出課	総務課

## 上越市下水道条例の一部改正について

### 1 改正理由

下水道事業の今後の収支見通しを踏まえ、持続可能な事業経営に必要な収入を確保するため、令和8年度から下水道使用料を改定するほか、水道事業と同様に、災害その他非常の場合において、排水設備工事を行うことができる者についての特例を定めるもの

### 2 改正内容

- (1) 災害その他非常の場合において、他の地方公共団体の長等の指定を受けた者に排水設備の工事を施工することができるよう改める。(第6条関係)
- (2) 下水道使用料の月額を次のとおり改定する。(第22条関係)

区分	汚水の排除量	改定後	現行
一般汚水	基本使用料	5 m <sup>3</sup> まで	1,822.90 円
	超過使用料 (1 m <sup>3</sup> につき)	6 m <sup>3</sup> から 10 m <sup>3</sup> まで	94.80 円
		11 m <sup>3</sup> から 20 m <sup>3</sup> まで	229.30 円
		21 m <sup>3</sup> から 30 m <sup>3</sup> まで	260.50 円
		31 m <sup>3</sup> から 100 m <sup>3</sup> まで	311.00 円
		101 m <sup>3</sup> 以上	378.20 円
公衆浴場汚水	1 m <sup>3</sup> につき	85.20 円	78.10 円

- (3) 3(2)の施行の日前から継続して公共下水道を使用している者については、(2)の改正是、同日以後最初に汚水の排除量を認定する日以後の汚水の排除に係る下水道使用料から適用することとする。(附則第2項関係)

＜参考＞現行料金と改定後料金の比較（税込み）

区分	改定後	現行	比較
上越市の一般家庭の平均排除量 (18 m <sup>3</sup> )	4,131 円	3,785 円	346 円

・実質平均改定率 9.13%

### 3 施行期日

- (1) 2(1)の改正規定 令和8年1月1日
- (2) 2(2)の改正及び(3)の規定 令和8年4月1日

#### 4 上越市下水道条例改正案新旧対照表

(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

改 正 案		改 正 前																																																									
(排水設備等の工事の実施)		(排水設備等の工事の実施)																																																									
第6条 排水設備等の新設等の工事は、管理者が排水設備等の工事に関し技能を有する者として指定した者（以下「上越市下水道排水設備指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。 <u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の地方公共団体の長等の指定を受けた者に排水設備等の工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u>		第6条 排水設備等の新設等の工事は、管理者が排水設備等の工事に関し技能を有する者として指定した者（以下「上越市下水道排水設備指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。																																																									
2 略		2 略																																																									
(使用料の額)		(使用料の額)																																																									
第22条 略		第22条 略																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>汚水の 排除量</th> <th>月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 汚水</td> <td>基本使 用料</td> <td>5 m<sup>3</sup>まで 1,822.90 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>超過使 用料 (1 m<sup>3</sup> につ き)</td> <td>6 m<sup>3</sup>から 10 m<sup>3</sup>まで 94.80 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>11 m<sup>3</sup>から 20 m<sup>3</sup>まで 229.30 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>21 m<sup>3</sup>から 30 m<sup>3</sup>まで 260.50 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>31 m<sup>3</sup>から 100 m<sup>3</sup>まで 311.00 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>101 m<sup>3</sup>以上 378.20 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">公衆浴場汚水</td><td>1 m<sup>3</sup>につき 85.20 円</td></tr> <tr> <td colspan="2">備考 略</td><td colspan="2"></td></tr> </tbody> </table>		区 分	汚水の 排除量	月 額	一般 汚水	基本使 用料	5 m <sup>3</sup> まで 1,822.90 円		超過使 用料 (1 m <sup>3</sup> につ き)	6 m <sup>3</sup> から 10 m <sup>3</sup> まで 94.80 円			11 m <sup>3</sup> から 20 m <sup>3</sup> まで 229.30 円			21 m <sup>3</sup> から 30 m <sup>3</sup> まで 260.50 円			31 m <sup>3</sup> から 100 m <sup>3</sup> まで 311.00 円			101 m <sup>3</sup> 以上 378.20 円	公衆浴場汚水		1 m <sup>3</sup> につき 85.20 円	備考 略				<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>汚水の 排除量</th> <th>月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 汚水</td> <td>基本使 用料</td> <td>5 m<sup>3</sup>まで 1,669.80 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>超過使 用料 (1 m<sup>3</sup> につ き)</td> <td>6 m<sup>3</sup>から 10 m<sup>3</sup>まで 86.90 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>11 m<sup>3</sup>から 20 m<sup>3</sup>まで 210.10 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>21 m<sup>3</sup>から 30 m<sup>3</sup>まで 238.70 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>31 m<sup>3</sup>から 100 m<sup>3</sup>まで 284.90 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>101 m<sup>3</sup>以上 346.50 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">公衆浴場汚水</td><td>1 m<sup>3</sup>につき 78.10 円</td></tr> <tr> <td colspan="2">備考 略</td><td colspan="2"></td></tr> </tbody> </table>		区 分	汚水の 排除量	月 額	一般 汚水	基本使 用料	5 m <sup>3</sup> まで 1,669.80 円		超過使 用料 (1 m <sup>3</sup> につ き)	6 m <sup>3</sup> から 10 m <sup>3</sup> まで 86.90 円			11 m <sup>3</sup> から 20 m <sup>3</sup> まで 210.10 円			21 m <sup>3</sup> から 30 m <sup>3</sup> まで 238.70 円			31 m <sup>3</sup> から 100 m <sup>3</sup> まで 284.90 円			101 m <sup>3</sup> 以上 346.50 円	公衆浴場汚水		1 m <sup>3</sup> につき 78.10 円	備考 略			
区 分	汚水の 排除量	月 額																																																									
一般 汚水	基本使 用料	5 m <sup>3</sup> まで 1,822.90 円																																																									
	超過使 用料 (1 m <sup>3</sup> につ き)	6 m <sup>3</sup> から 10 m <sup>3</sup> まで 94.80 円																																																									
		11 m <sup>3</sup> から 20 m <sup>3</sup> まで 229.30 円																																																									
		21 m <sup>3</sup> から 30 m <sup>3</sup> まで 260.50 円																																																									
		31 m <sup>3</sup> から 100 m <sup>3</sup> まで 311.00 円																																																									
		101 m <sup>3</sup> 以上 378.20 円																																																									
公衆浴場汚水		1 m <sup>3</sup> につき 85.20 円																																																									
備考 略																																																											
区 分	汚水の 排除量	月 額																																																									
一般 汚水	基本使 用料	5 m <sup>3</sup> まで 1,669.80 円																																																									
	超過使 用料 (1 m <sup>3</sup> につ き)	6 m <sup>3</sup> から 10 m <sup>3</sup> まで 86.90 円																																																									
		11 m <sup>3</sup> から 20 m <sup>3</sup> まで 210.10 円																																																									
		21 m <sup>3</sup> から 30 m <sup>3</sup> まで 238.70 円																																																									
		31 m <sup>3</sup> から 100 m <sup>3</sup> まで 284.90 円																																																									
		101 m <sup>3</sup> 以上 346.50 円																																																									
公衆浴場汚水		1 m <sup>3</sup> につき 78.10 円																																																									
備考 略																																																											
2 略		2 略																																																									

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第124号
提出課	総務課

## 上越市農業集落排水条例の一部改正について

### 1 改正理由

農業集落排水事業の今後の収支見通しを踏まえ、持続可能な事業経営に必要な収入を確保するため、令和8年度から排水処理施設使用料を改定するもの

### 2 改正内容

(1) 排水処理施設使用料の月額を次のとおり改定する。（別表第2関係）

区分	汚水の排除量	改定後	現行
基本使用料	5 m <sup>3</sup> まで	1,822.90 円	1,669.80 円
超過使用料 (1 m <sup>3</sup> につき)	6 m <sup>3</sup> から 10 m <sup>3</sup> まで	94.80 円	86.90 円
	11 m <sup>3</sup> から 20 m <sup>3</sup> まで	229.30 円	210.10 円
	21 m <sup>3</sup> から 30 m <sup>3</sup> まで	260.50 円	238.70 円
	31 m <sup>3</sup> から 100 m <sup>3</sup> まで	311.00 円	284.90 円
	101 m <sup>3</sup> 以上	378.20 円	346.50 円

(2) この条例の施行の日前から継続して排水処理施設を使用している者については、

(1)の改正は、同日以後最初に汚水の排除量を認定する日以後の汚水の排除に係る排水処理施設使用料から適用することとする。（附則第2項関係）

＜参考＞現行料金と改定後料金の比較（税込み）

区分	改定後	現行	比較
上越市の一般家庭の平均排除量 (18 m <sup>3</sup> )	4,131 円	3,785 円	346 円

・実質平均改定率 9.13%

### 3 施行期日

令和8年4月1日

### 4 上越市農業集落排水条例改正案新旧対照表

（太枠部分が改正箇所）

改 正 案			改 正 前		
別表第2（第7条関係）			別表第2（第7条関係）		
区分	汚水の排除量	月額	区分	汚水の排除量	月額
基本使用料	5 m <sup>3</sup> まで	1,822.90 円	基本使用料	5 m <sup>3</sup> まで	1,669.80 円
超過使用料 (1 m <sup>3</sup> につき)	6 m <sup>3</sup> から 10 m <sup>3</sup> まで	94.80 円	超過使用料 (1 m <sup>3</sup> につき)	6 m <sup>3</sup> から 10 m <sup>3</sup> まで	86.90 円

改 正 案		改 正 前	
11 m <sup>3</sup> から 20 m <sup>3</sup> まで	229. 30 円	11 m <sup>3</sup> から 20 m <sup>3</sup> まで	210. 10 円
21 m <sup>3</sup> から 30 m <sup>3</sup> まで	260. 50 円	21 m <sup>3</sup> から 30 m <sup>3</sup> まで	238. 70 円
31 m <sup>3</sup> から 100 m <sup>3</sup> まで	311. 00 円	31 m <sup>3</sup> から 100 m <sup>3</sup> まで	284. 90 円
101 m <sup>3</sup> 以上	378. 20 円	101 m <sup>3</sup> 以上	346. 50 円
備考 略		備考 略	

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第125号
提出課	総務課

## 上越市浄化槽整備推進事業に係る浄化槽の設置等に関する条例の一部改正について

### 1 改正理由

浄化槽整備推進事業の今後の収支見通しを踏まえ、持続可能な事業経営に必要な収入を確保するため、令和8年度から浄化槽使用料を改定するもの

### 2 改正内容

(1) 浄化槽使用料の月額を次のとおり改定する。 (別表第2関係)

浄化槽の規模	改定額	現行
5人槽	4,770円	4,323円
6～7人槽	5,134円	4,741円
8～10人槽	6,252円	5,808円
11～50人槽	管理者が定める額	

(2) (1)の改正は、令和8年4月分の浄化槽使用料から適用し、同年3月分までの浄化槽使用料については、なお従前の例によることとする。 (附則第2項関係)

<参考>

・実質平均改定率 8.53%

### 3 施行期日

令和8年4月1日

### 4 上越市浄化槽整備推進事業に係る浄化槽の設置等に関する条例改正案新旧対照表 (太枠部分が改正箇所)

改正案	改正前																				
<p>別表第2 (第15条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>浄化槽の規模</th><th>使用料の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td><td>4,770円</td></tr> <tr> <td>6～7人槽</td><td>5,134円</td></tr> <tr> <td>8～10人槽</td><td>6,252円</td></tr> <tr> <td>11～50人槽</td><td>管理者が定める額</td></tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	浄化槽の規模	使用料の額	5人槽	4,770円	6～7人槽	5,134円	8～10人槽	6,252円	11～50人槽	管理者が定める額	<p>別表第2 (第15条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>浄化槽の規模</th><th>使用料の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td><td>4,323円</td></tr> <tr> <td>6～7人槽</td><td>4,741円</td></tr> <tr> <td>8～10人槽</td><td>5,808円</td></tr> <tr> <td>11～50人槽</td><td>管理者が定める額</td></tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	浄化槽の規模	使用料の額	5人槽	4,323円	6～7人槽	4,741円	8～10人槽	5,808円	11～50人槽	管理者が定める額
浄化槽の規模	使用料の額																				
5人槽	4,770円																				
6～7人槽	5,134円																				
8～10人槽	6,252円																				
11～50人槽	管理者が定める額																				
浄化槽の規模	使用料の額																				
5人槽	4,323円																				
6～7人槽	4,741円																				
8～10人槽	5,808円																				
11～50人槽	管理者が定める額																				

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第126号
提出課	総務課

## 上越市液化石油ガス供給条例の一部改正について

### 1 改正理由

液化石油ガス事業の今後の収支見通しを踏まえ、全ての原価を見直し、令和8年度から液化石油ガス料金を改定するほか、供給方式を一部改めるもの

### 2 改正内容

- (1) 液化石油ガス料金の基本料金及び従量料金を次のとおり改定する。 (別表関係)  
(現行)

使用量の区分	基本料金	従量料金
2 m <sup>3</sup> 以下	1,122.00 円	-
2 m <sup>3</sup> 超	1,122.00 円	2 m <sup>3</sup> を超える使用量につき 1 m <sup>3</sup> 当たり 495.00 円

(改定後)

基本料金 (ガスマーター1個につ き1月当たり)	従量料金 (1 m <sup>3</sup> 当たり)	設備料金
1,254.00 円	528.00 円	-

#### 【料金改定の実施時期】

- ・実施時期 令和8年4月1日

<参考>1か月に6 m<sup>3</sup>使用される標準家庭での料金比較 (消費税込み)

区分	改定後	現行	比較	
基本料金+従量料金	4,422 円	3,102 円	1,320 円	42.55%

- (2) 供給方式の「バルク貯槽」を削除し、「ボンベにより個別に供給する方式」を追加する。 (第4条関係)
- (3) 料金算定期間の末日がこの条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 前の日である場合の料金の算定については、なお従前の例によることとする。 (附則第2項関係)
- (4) 施行日前から引き続く液化石油ガスの使用者に係る施行日の属する料金算定期間の料金は、当該料金算定期間の使用量を改正前の料金及び改正後の料金の適用日数に応じて按分し、それぞれの使用量で別表第2 (調整単位料金に係る部分及び備考4を除く。) 及び別表第3 (調整単位料金に係る部分及び備考4を除く。) の規定を適用して算定した額の合計額とする。 (附則第3項関係)

### 3 施行期日

令和8年4月1日

4 上越市液化石油ガス供給条例改正案新旧対照表

(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前															
<p>(供給方式)</p> <p>第4条 液化石油ガスの供給方式は、供給用収納庫_____から導管により供給する方式<u>又はボンベ</u>により個別に供給する方式とする。</p> <p>別表 (第8条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本料金 (ガスマーテー 1個につき1月 当たり)</th><th>従量料金 (1m<sup>3</sup>当たり)</th><th>設備料金</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,254.00円</td><td>528.00円</td><td>-</td></tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この表に定める額は、税を含む額とする。</li> <li>料金は、基本料金、従量料金及び設備料金の合計額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。</li> </ol>	基本料金 (ガスマーテー 1個につき1月 当たり)	従量料金 (1m <sup>3</sup> 当たり)	設備料金	1,254.00円	528.00円	-	<p>(供給方式)</p> <p>第4条 液化石油ガスの供給方式は、供給用収納庫<u>又はバルク貯槽</u>から導管により供給する方式_____とする。</p> <p>別表 (第8条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用量の 区分</th><th>基本料金</th><th>従量料金</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2m<sup>3</sup>以下</td><td>1,122.00円</td><td>-</td></tr> <tr> <td>2m<sup>3</sup>超</td><td>1,122.00円</td><td>2m<sup>3</sup>を超える 使用量につ き1m<sup>3</sup>当たり 495.00円</td></tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この表に定める額は、税を含む額とする。</li> <li>料金は、ガスマーテー1個当たりの1月の使用量の区分に応じ、基本料金及び従量料金の合計額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。</li> </ol>	使用量の 区分	基本料金	従量料金	2m <sup>3</sup> 以下	1,122.00円	-	2m <sup>3</sup> 超	1,122.00円	2m <sup>3</sup> を超える 使用量につ き1m <sup>3</sup> 当たり 495.00円
基本料金 (ガスマーテー 1個につき1月 当たり)	従量料金 (1m <sup>3</sup> 当たり)	設備料金														
1,254.00円	528.00円	-														
使用量の 区分	基本料金	従量料金														
2m <sup>3</sup> 以下	1,122.00円	-														
2m <sup>3</sup> 超	1,122.00円	2m <sup>3</sup> を超える 使用量につ き1m <sup>3</sup> 当たり 495.00円														

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第127号
提出課	総務課

## 上越市ガス供給条例の一部改正について

### 1 改正理由

原料ガス購入価格の改定に伴い、全ての原価を見直し、令和8年度から都市ガス料金を改定するもの

### 2 改正内容

- (1) 平均原料価格及び基準平均原料価格を改定する。（第11条関係）
  - (2) ガス料金の基本料金、基準単位料金及び調整単位料金の換算係数を次のとおり改定する。（別表第1関係）
- (現 行)

使用量の区分	基本料金 (1月当たり)	従量料金	
		基準単位料金 (1m <sup>3</sup> 当たり)	調整単位料金 (1m <sup>3</sup> 当たり)
25m <sup>3</sup> 以下	374.00円	177.99円	
25m <sup>3</sup> 超 150m <sup>3</sup> 以下	418.00円	176.22円	基準単位料金 ±0.075円×原 料価格変動額 ／100円×1.10
150m <sup>3</sup> 超	638.00円	174.76円	

(改定後)

使用量の区分	基本料金 (1月当たり)	従量料金	
		基準単位料金 (1m <sup>3</sup> 当たり)	調整単位料金 (1m <sup>3</sup> 当たり)
25m <sup>3</sup> 以下	704.00円	158.57円	基準単位料金 ±0.077円×原 料価格変動額 ／100円×1.10
25m <sup>3</sup> 超 150m <sup>3</sup> 以下	781.00円	155.51円	
150m <sup>3</sup> 超	1,188.00円	152.81円	

※ 調整単位料金は、平均原料価格が基準平均原料価格を上回り、又は下回る場合に算定する。

### 【料金改定の内容】

- ・実施時期 令和8年4月1日
- ・実質平均改定率 9.55%

※実質平均改定率は、改定後の原料ガス購入費用の基準となる令和7年2月分の調整単位料金により算定した現行料金と改定後料金を比較した改定率

＜参考＞1か月に 31 m<sup>3</sup> 使用する標準家庭での料金比較（税込み）

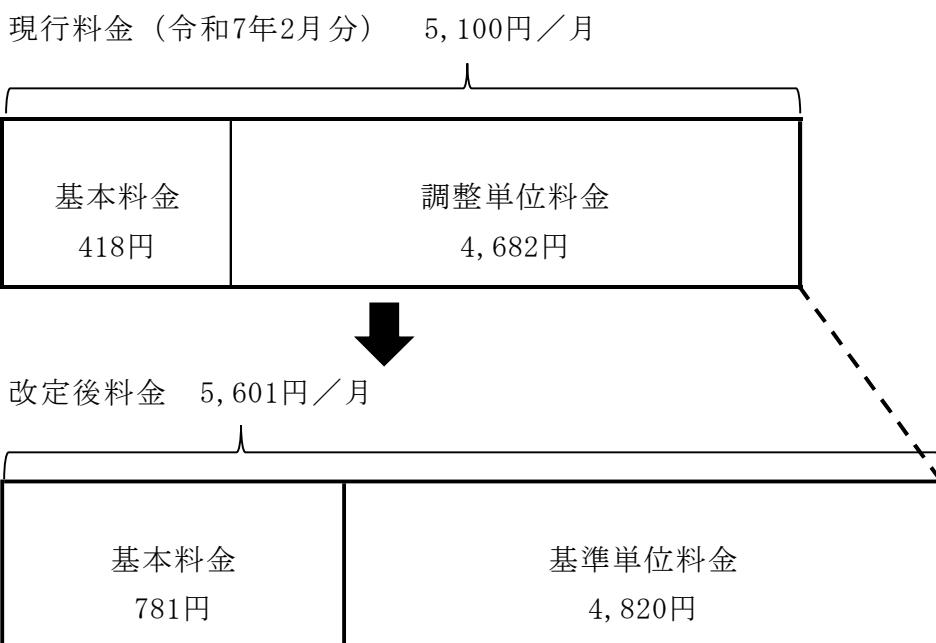
・令和7年2月分の調整単位料金により算定した現行料金と改定後料金の比較

区分	改定後 (基準単位料金)	現行 (調整単位料金)	比較	
基本料金+ 基準（調整）単位料金	5,601 円	5,100 円	501 円	9.82%

※比較增加理由

原料ガス購入先の株式会社 I N P E X J A P A N が、液化天然ガス（LNG）の混入割合を 65%から 80%へ引き上げるなどの原料ガス購入価格の改定を行うことから原料費が増加することに加え、物価高騰や労務費の上昇に伴い、消耗品費や委託料などの維持管理経費が増加するため

※改定イメージ



- (3) 料金算定期間の末日がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前の日である場合の料金の算定については、なお従前の例によることとする。（附則第2項関係）
- (4) 施行日前から引き続くガスの使用者に係る施行日の属する料金算定期間の料金は、当該料金算定期間の使用量を改正前の料金及び改正後の料金の適用日数に応じて按分し、それぞれの使用量で別表第2及び別表第3の規定を適用して算定した額の合計額とすることとする。（附則第3項関係）

3 施行期日

令和8年4月1日

#### 4 上越市ガス供給条例改正案新旧対照表

(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前																				
(単位料金の調整)	(単位料金の調整)																				
第11条 略	第11条 略																				
(1) 平均原料価格が基準平均原料価格を上回る場合  調整単位料金（1立方メートル当たり）＝基準単位料金+ <u>0.077円</u> ×原料価格変動額／100円×1.10	(1) 平均原料価格が基準平均原料価格を上回る場合  調整単位料金（1立方メートル当たり）＝基準単位料金+ <u>0.075円</u> ×原料価格変動額／100円×1.10																				
(2) 平均原料価格が基準平均原料価格を下回る場合  調整単位料金（1立方メートル当たり）＝基準単位料金- <u>0.077円</u> ×原料価格変動額／100円×1.10	(2) 平均原料価格が基準平均原料価格を下回る場合  調整単位料金（1立方メートル当たり）＝基準単位料金- <u>0.075円</u> ×原料価格変動額／100円×1.10																				
2 略	2 略																				
(1) 平均原料価格（1トン当たり） 関税法（昭和29年法律第61号）第102条第3項の規定により財務大臣が公表する統計の数量及び価額を基に算定した別表第1備考4の表の右欄に掲げる算定期間における1トン当たりの液化天然ガスの平均価格（以下「LNG平均価格」という。）及び1トン当たりのプロパンの平均価格（以下「LPG平均価格」という。）を基に次の算式により算定した額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入した額とする。）とする。  平均原料価格（1トン当たり）＝LNG平均価格× <u>0.9530</u> +LPG平均価格× <u>0.0585</u>	(1) 平均原料価格（1トン当たり） 関税法（昭和29年法律第61号）第102条第3項の規定により財務大臣が公表する統計の数量及び価額を基に算定した別表第1備考4の表の右欄に掲げる算定期間における1トン当たりの液化天然ガスの平均価格（以下「LNG平均価格」という。）及び1トン当たりのプロパンの平均価格（以下「LPG平均価格」という。）を基に次の算式により算定した額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入した額とする。）とする。  平均原料価格（1トン当たり）＝LNG平均価格× <u>0.9748</u> +LPG平均価格× <u>0.0405</u>																				
(2) 基準平均原料価格（1トン当たり） <u>9万3,290円</u> とする。	(2) 基準平均原料価格（1トン当たり） <u>12万4,190円</u> とする。																				
(3) 略	(3) 略																				
3 略	3 略																				
別表第1（第9条—第11条、第16条関係）	別表第1（第9条—第11条、第16条関係）																				
料金表	料金表																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用量の区分</th> <th rowspan="2">基本料金 (ガスメーター1個につき1月当たり)</th> <th colspan="2">従量料金</th> </tr> <tr> <th>基準単位料金 (1m<sup>3</sup>当たり)</th> <th>調整単位料金 (1m<sup>3</sup>当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25m<sup>3</sup>以下</td> <td>704.00円</td> <td>158.57円</td> <td>第11条の規定</td> </tr> </tbody> </table>	使用量の区分	基本料金 (ガスメーター1個につき1月当たり)	従量料金		基準単位料金 (1m <sup>3</sup> 当たり)	調整単位料金 (1m <sup>3</sup> 当たり)	25m <sup>3</sup> 以下	704.00円	158.57円	第11条の規定	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用量の区分</th> <th rowspan="2">基本料金 (ガスメーター1個につき1月当たり)</th> <th colspan="2">従量料金</th> </tr> <tr> <th>基準単位料金 (1m<sup>3</sup>当たり)</th> <th>調整単位料金 (1m<sup>3</sup>当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25m<sup>3</sup>以下</td> <td>374.00円</td> <td>177.99円</td> <td>第11条の規定</td> </tr> </tbody> </table>	使用量の区分	基本料金 (ガスメーター1個につき1月当たり)	従量料金		基準単位料金 (1m <sup>3</sup> 当たり)	調整単位料金 (1m <sup>3</sup> 当たり)	25m <sup>3</sup> 以下	374.00円	177.99円	第11条の規定
使用量の区分			基本料金 (ガスメーター1個につき1月当たり)	従量料金																	
	基準単位料金 (1m <sup>3</sup> 当たり)	調整単位料金 (1m <sup>3</sup> 当たり)																			
25m <sup>3</sup> 以下	704.00円	158.57円	第11条の規定																		
使用量の区分	基本料金 (ガスメーター1個につき1月当たり)	従量料金																			
		基準単位料金 (1m <sup>3</sup> 当たり)	調整単位料金 (1m <sup>3</sup> 当たり)																		
25m <sup>3</sup> 以下	374.00円	177.99円	第11条の規定																		

改 正 案			改 正 前		
25 m <sup>3</sup> 超 150 m <sup>3</sup> 以下	781.00 円	155.51 円	25 m <sup>3</sup> 超 150 m <sup>3</sup> 以下	418.00 円	176.22 円
150 m <sup>3</sup> 超	1,188.00 円	152.81 円	150 m <sup>3</sup> 超	638.00 円	174.76 円
備考 略			備考 略		

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第111号
提出課	経営企画課

## 令和7年度上越市ガス事業会計補正予算（第1号）の概要

### 【補正理由】

一般職の職員と同様に、企業職員の給与改定を行うとともに、人事異動による職員構成の変動等に伴う給与費の増減を整理するもの

また、令和8年度に予定するガス工事について、早期発注により施工時期の平準化を図るため、新たに債務負担行為を設定するもの

### 【補正内容】

＜ガス事業会計職員給与費補正額一覧＞

単位：人、千円

職員数	給料	手当 ※	退職給付費	法定福利費	合計
補正後	44	183,565	116,407	30,490	60,871
補正前	47	190,735	117,989	22,729	64,161
補正額	△ 3	△ 7,170	△ 1,582	7,761	△ 3,290
					△ 4,281

※ 手当は児童手当を除く。

### 【債務負担行為の設定】

#### 1 限度額

266,279千円

#### 2 年度ごとの支出予定額

期間	金額
令和7年度	0千円
令和8年度	266,279千円
合計	266,279千円

### 3 実施概要

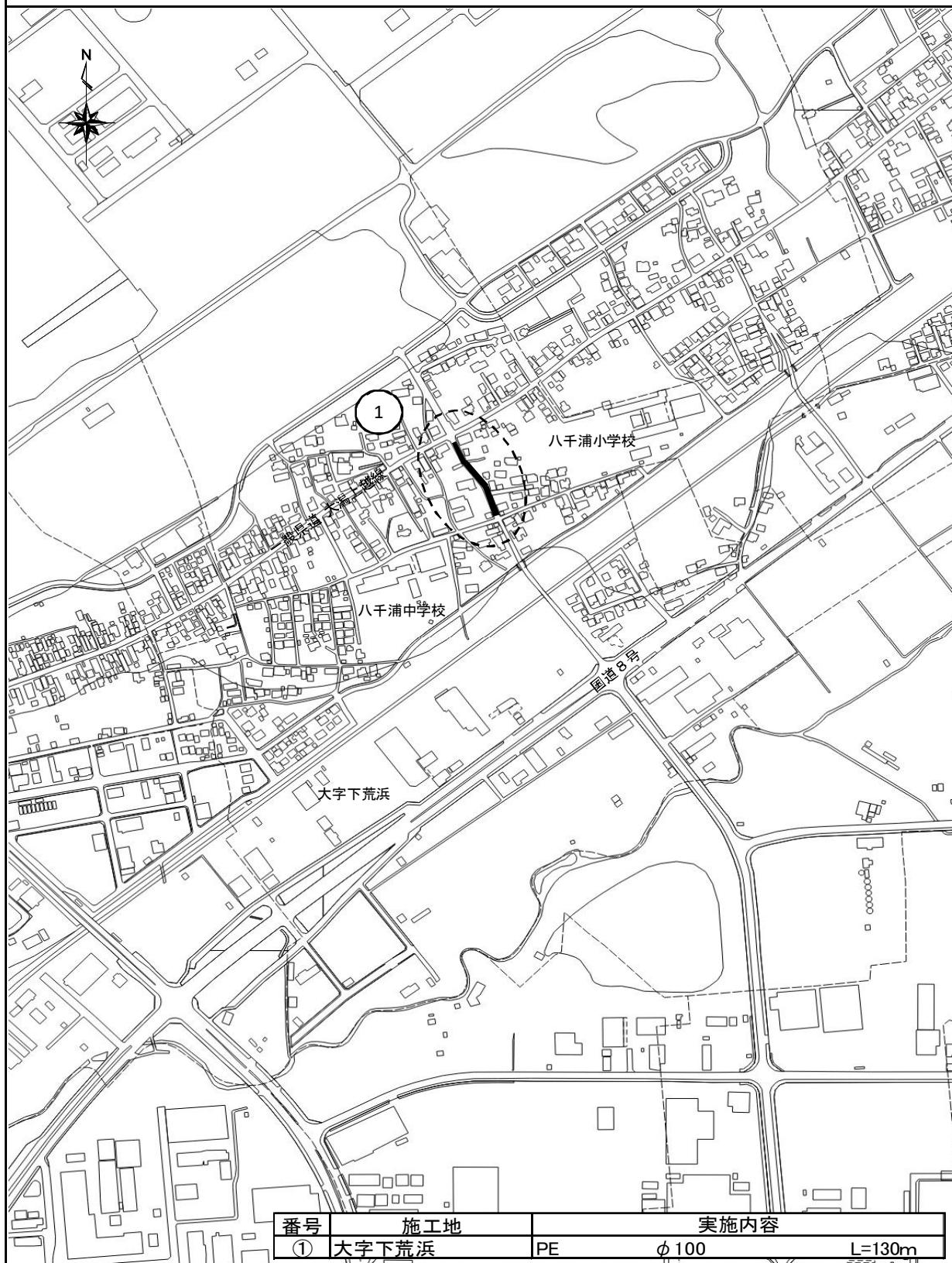
#### ガス管入替工事

施工箇所	口径	延長	金額
①大字下荒浜	φ 100	130m	255, 546千円
②中央一丁目	φ 150	240m	
③大字寺ほか	φ 150	163m	
④木田一丁目	φ 150	305m	
⑤大字下荒浜	φ 50	22m	
⑥鴨島一丁目	φ 50～100	95m	
⑦鴨島三丁目	φ 50	75m	
⑧鴨島一丁目	φ 50	25m	
⑨鴨島三丁目	φ 50	20m	
⑩子安	φ 75	30m	
⑪大潟区潟町ほか	φ 100	200m	

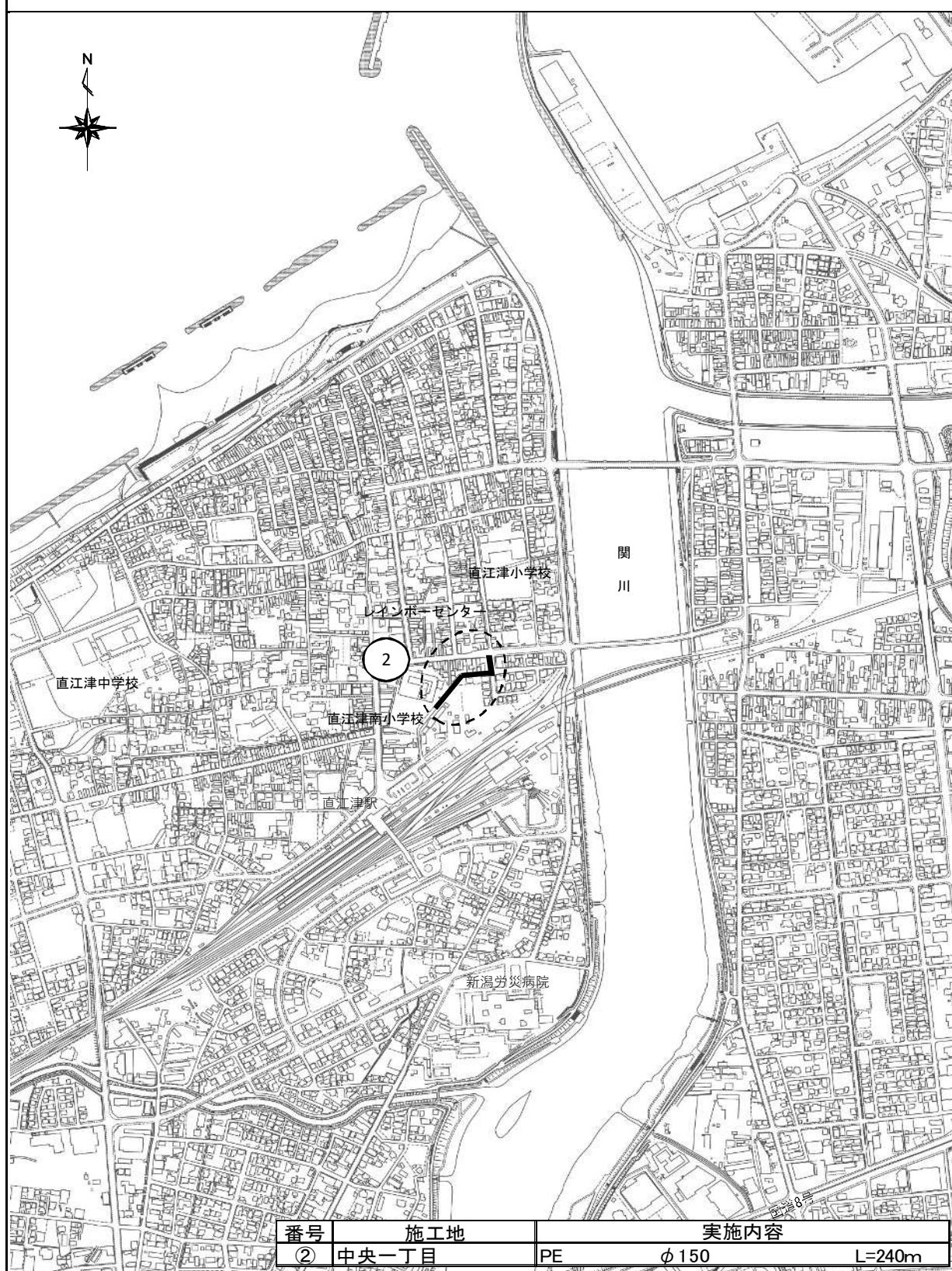
#### ガス管撤去工事

施工箇所	口径	延長	金額
東城町三丁目地内	φ 150	277m	10, 733千円

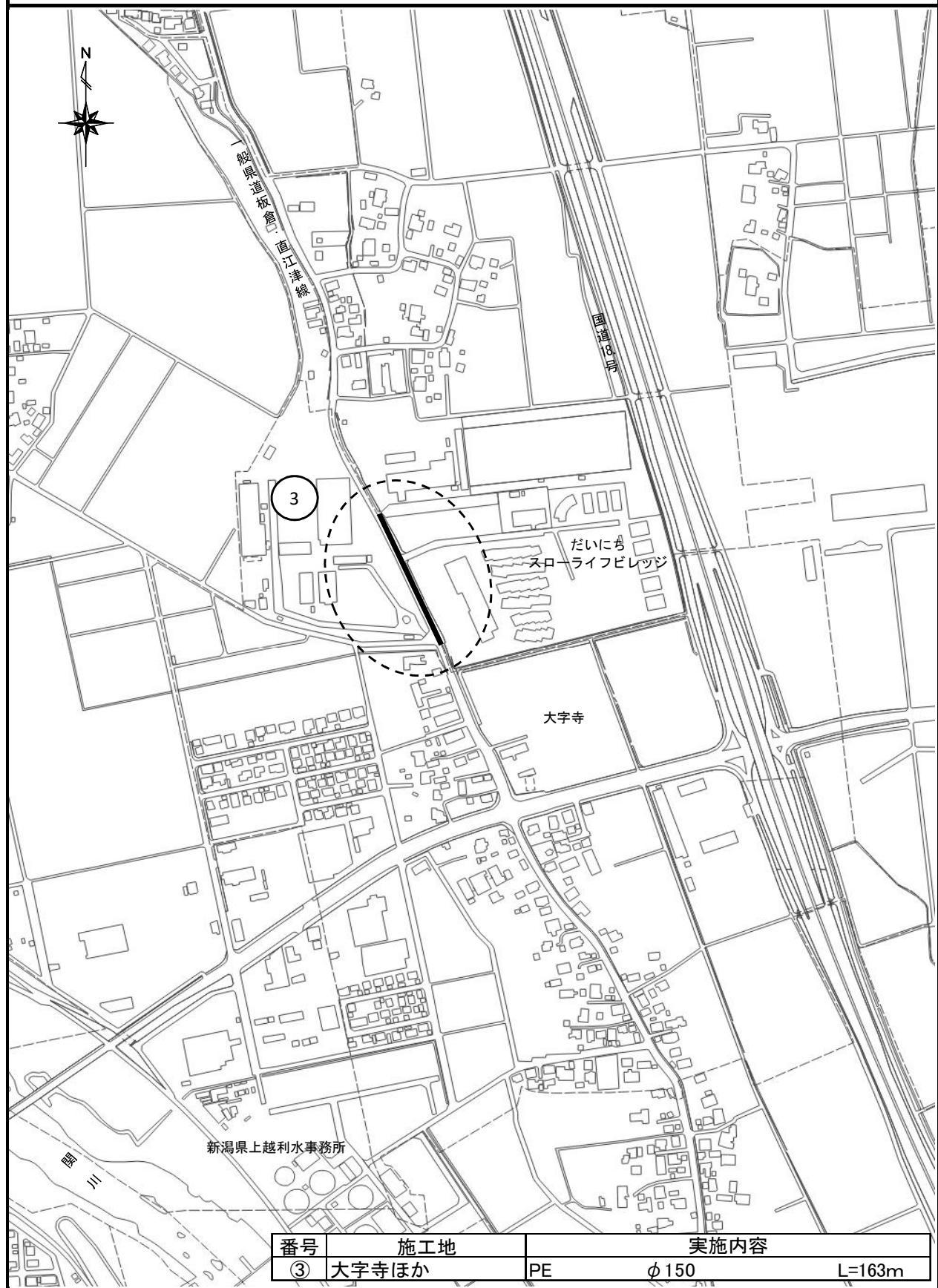
## ガス工事予定箇所図(合併前上越市) 1/7



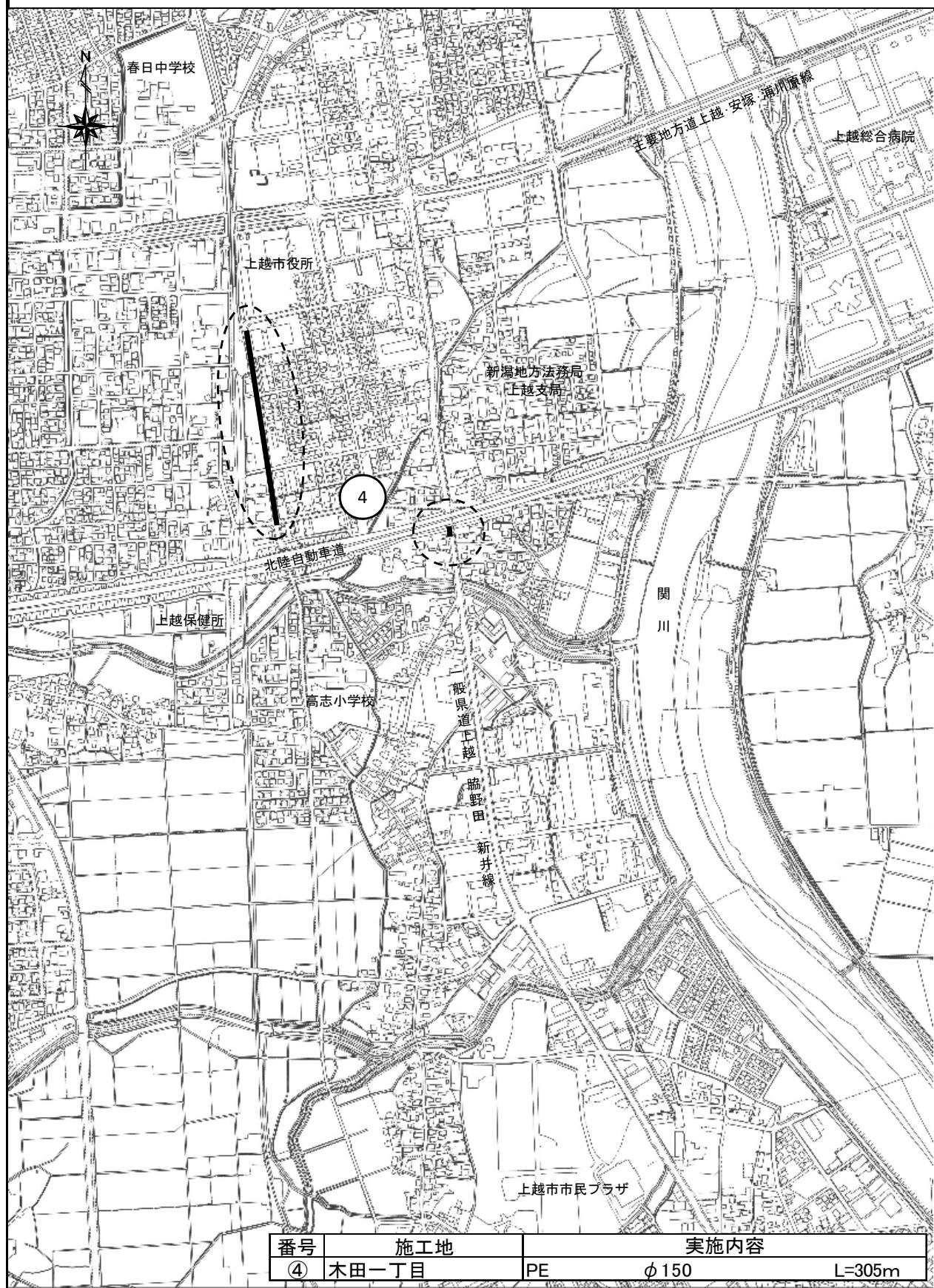
ガス工事予定箇所図(合併前上越市) 2/7



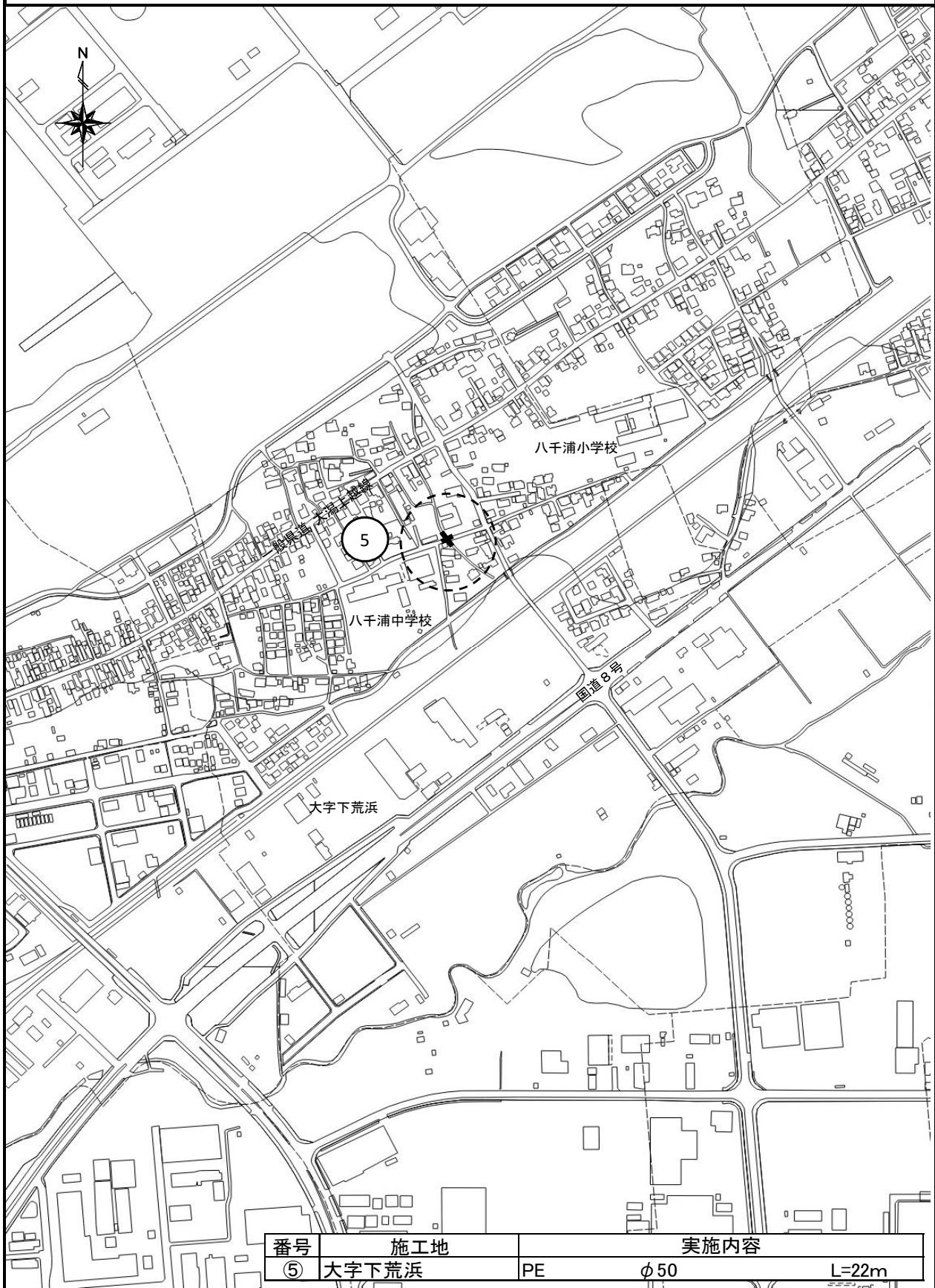
ガス工事予定箇所図(合併前上越市) 3/7



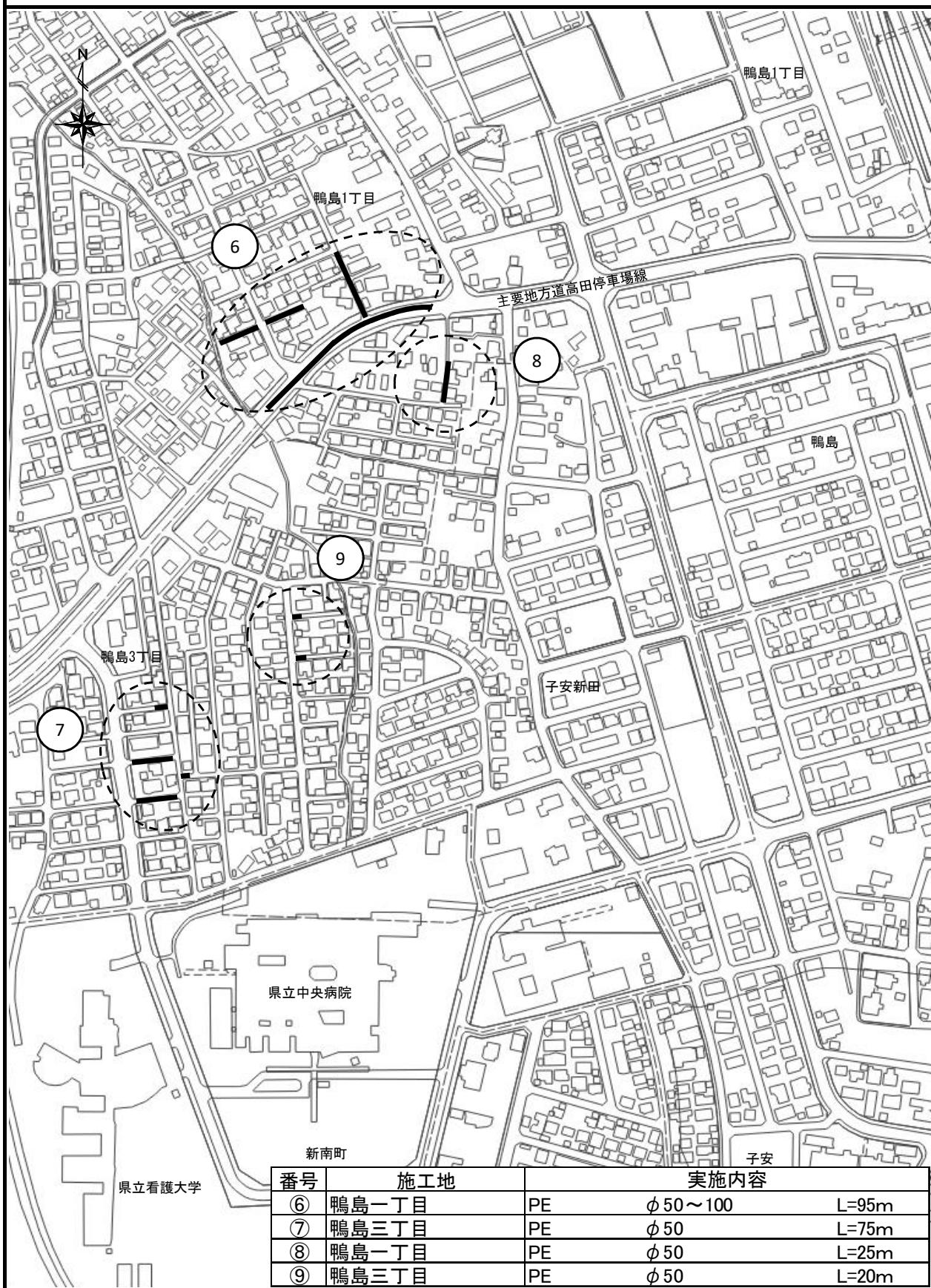
ガス工事予定箇所図(合併前上越市) 4/7



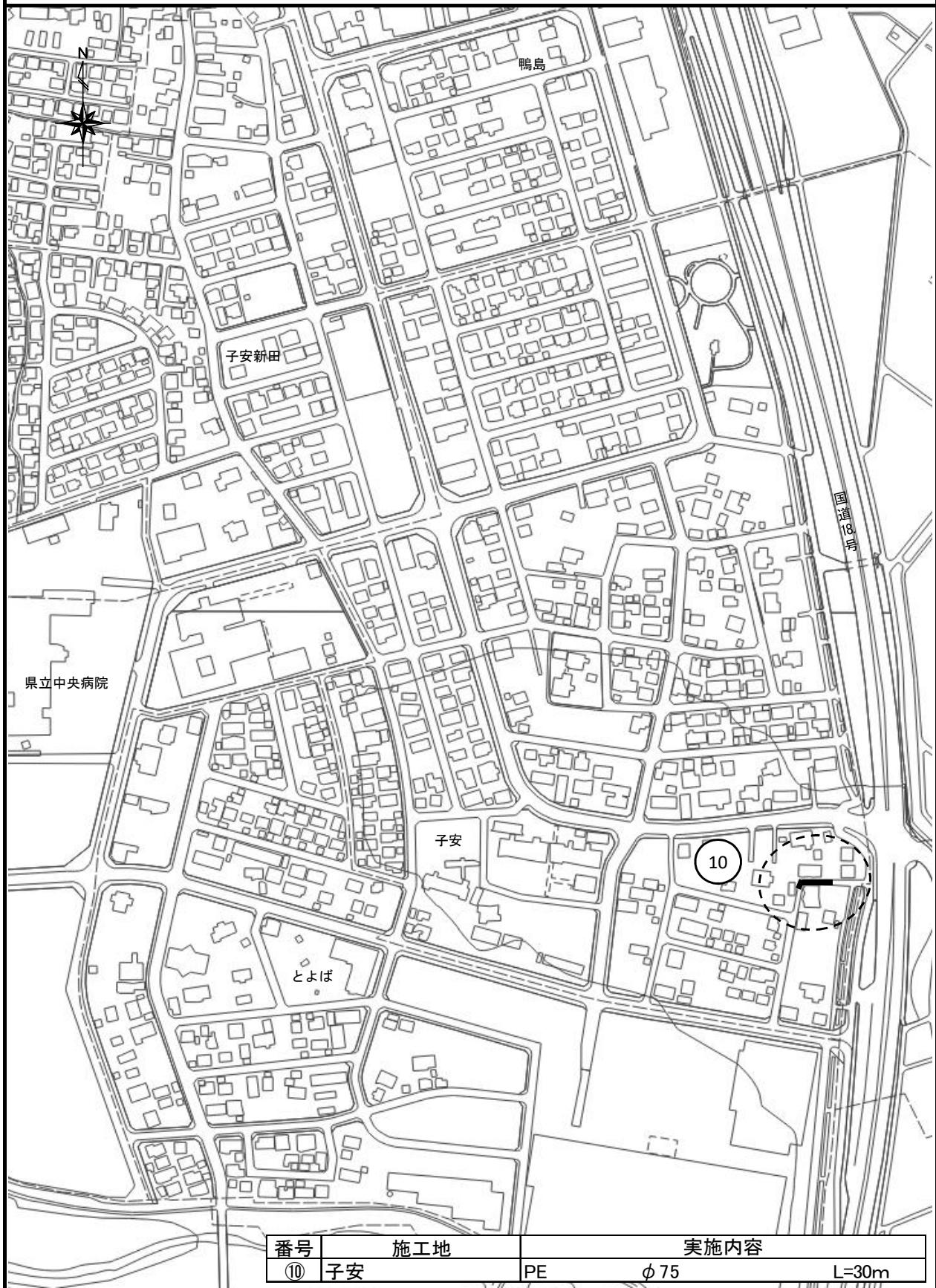
## ガス工事予定箇所図(合併前上越市) 5/7



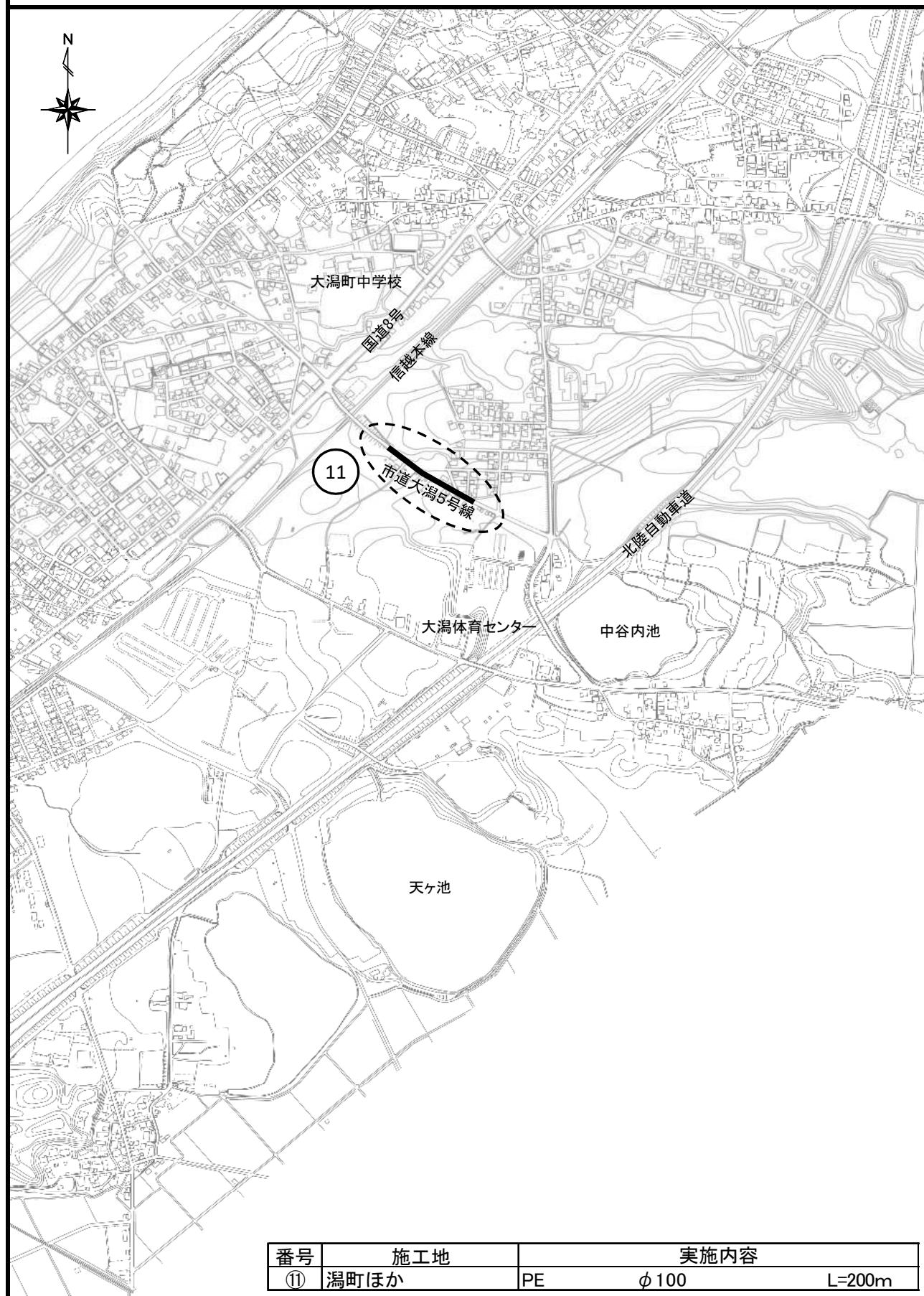
ガス工事予定箇所図(合併前上越市) 6/7



## ガス工事予定箇所図(合併前上越市) 7/7



## ガス工事予定箇所図(大潟区) 1/1



所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第112号
提出課	経営企画課

## 令和7年度上越市水道事業会計補正予算（第1号）の概要

### 【補正理由】

一般会計の特別職及び一般職の職員と同様に、ガス水道事業管理者及び企業職員の給与改定を行うとともに、人事異動による職員構成の変動等に伴う給与費の増減を整理するもの

また、令和8年度に予定する水道工事について、早期発注により施工時期の平準化を図るため、新たに債務負担行為を設定するほか、今夏の渇水対策に要した経費の財源として、一般会計繰入金を増額するもの

### 【補正内容】

#### 収益的収入

単位：千円

科 目	補正前	補正額	補正後
繰 入 金	36,413	383,677	420,090
増減内訳			
○ 一般会計繰入金の増額			383,677
消雪用井戸水を浄水場まで引き込むための配管工事及び給水スポットへの応急給水活動など今夏の渇水対策に要した経費の一部について、一般会計から水道事業会計に繰り入れるもの			

### <水道事業会計職員給与費補正額一覧>

単位：人、千円

	職員数 ※1	給料	手当 ※2	退職給付費	法定福利費	合計
補正後	83	342,199	213,989	52,417	113,012	721,617
補正前	85	352,249	215,070	39,306	118,136	724,761
補正額	△ 2	△ 10,050	△ 1,081	13,111	△ 5,124	△ 3,144

※1 職員数はガス水道事業管理者を含む。

※2 手当は児童手当を除く。

### 【債務負担行為の設定】

#### 1 限度額

741,353千円

#### 2 年度ごとの支出予定額

期間	金額
令和7年度	0千円
令和8年度	741,353千円
合計	741,353千円

### 3 実施概要

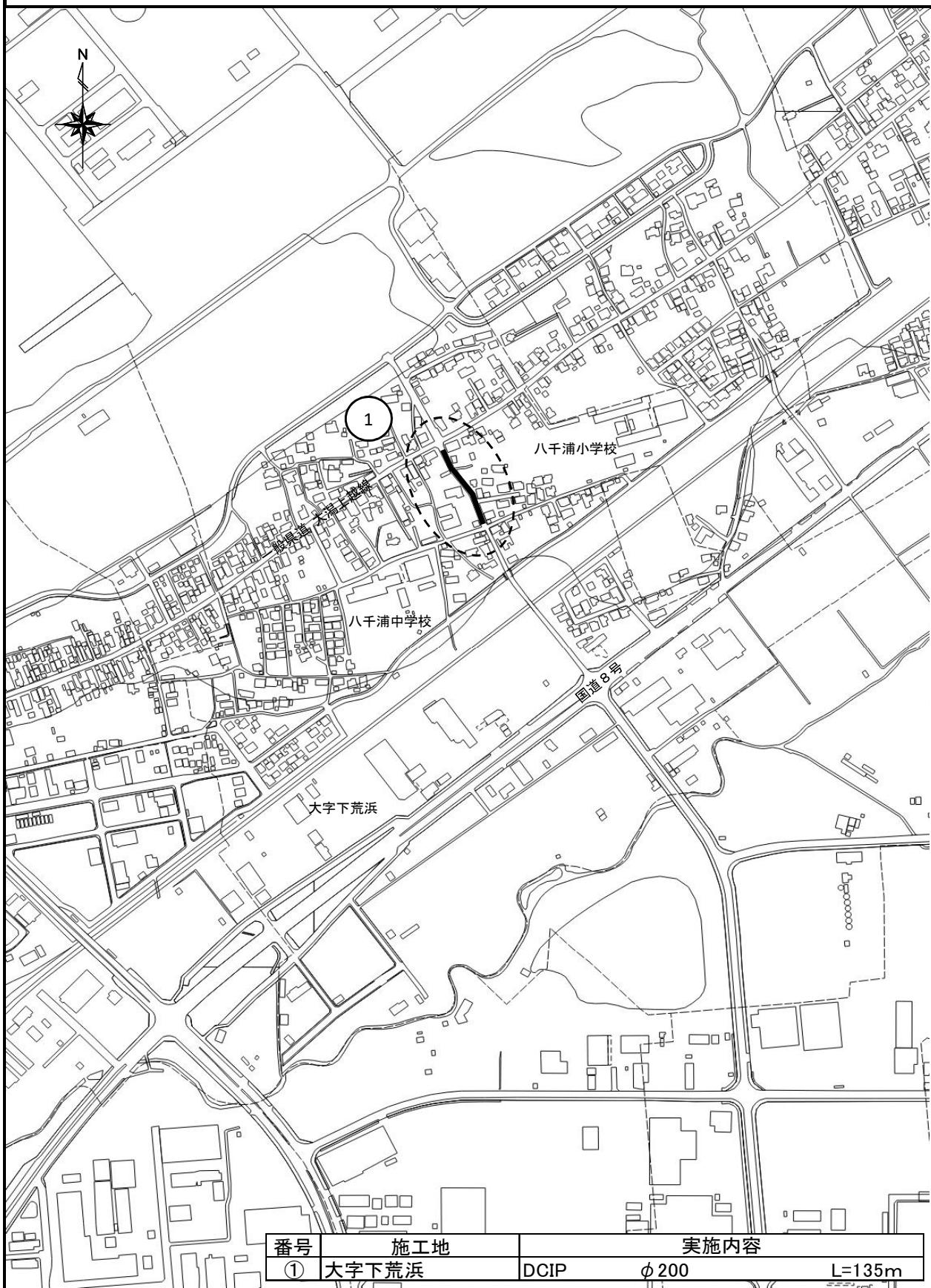
#### 水道管入替工事

施工箇所	口径	延長	金額
①大字下荒浜	φ 200	135m	
②中央一丁目	φ 150	240m	
③五智六丁目	φ 200	260m	
④大字寺ほか	φ 150	174m	
⑤木田一丁目	φ 200	445m	
⑥大字新保古新田	φ 150	230m	
⑦大字下箱井	φ 50～150	280m	
⑧大字下荒浜	φ 200	57m	
⑨大字岩木	φ 50	280m	730, 246千円
⑩鴨島一丁目	φ 50～250	300m	
⑪鴨島三丁目	φ 50～100	85m	
⑫鴨島一丁目	φ 50	25m	
⑬鴨島三丁目	φ 50	20m	
⑭子安	φ 100	30m	
⑮大潟区潟町ほか	φ 50～150	210m	
⑯浦川原区顕聖寺	φ 150	305m	
⑰大島区仁上	φ 150	200m	

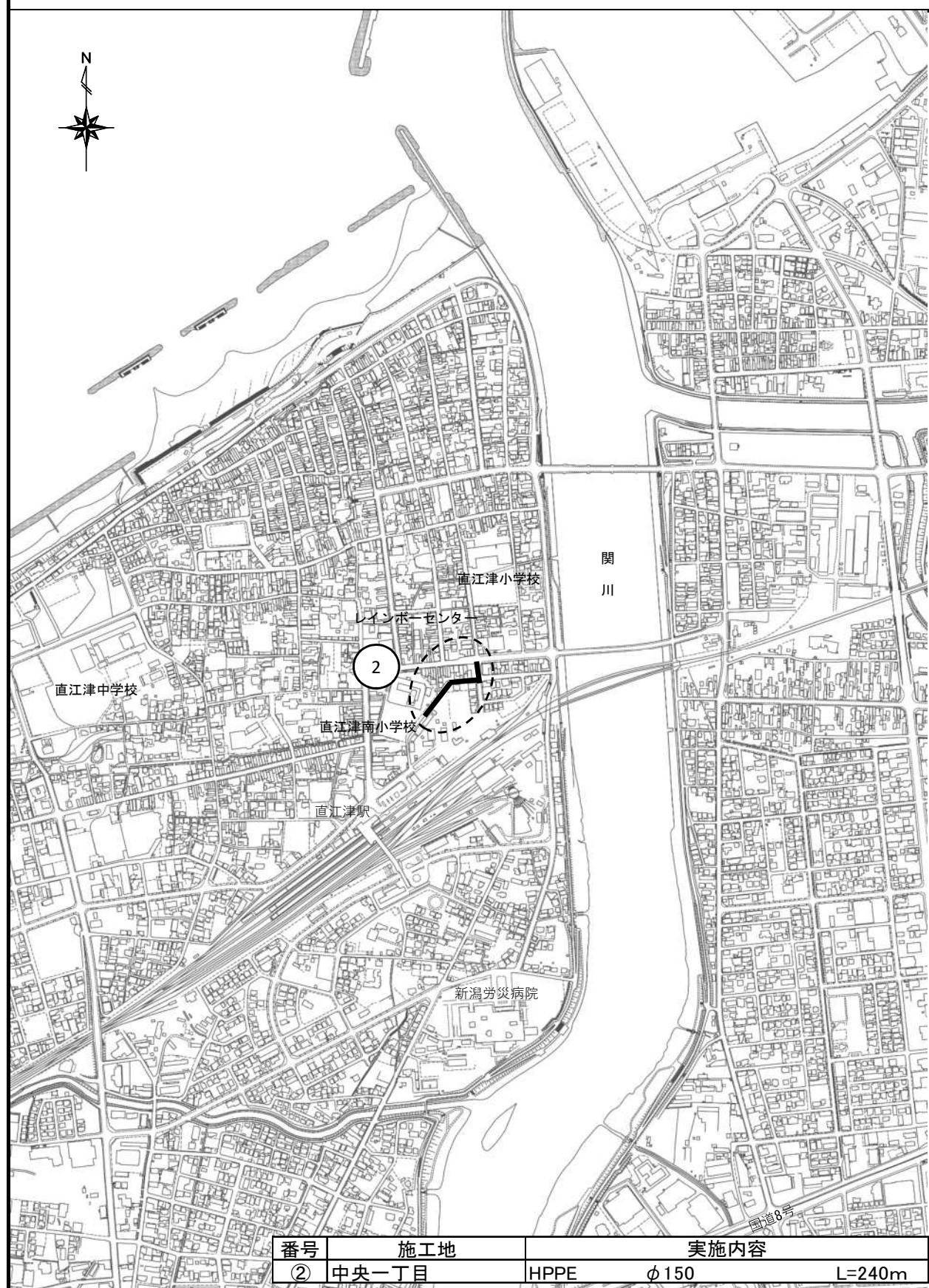
#### 水道管撤去工事

施工箇所	口径	延長	金額
東城町三丁目	φ 200	260m	11, 107千円

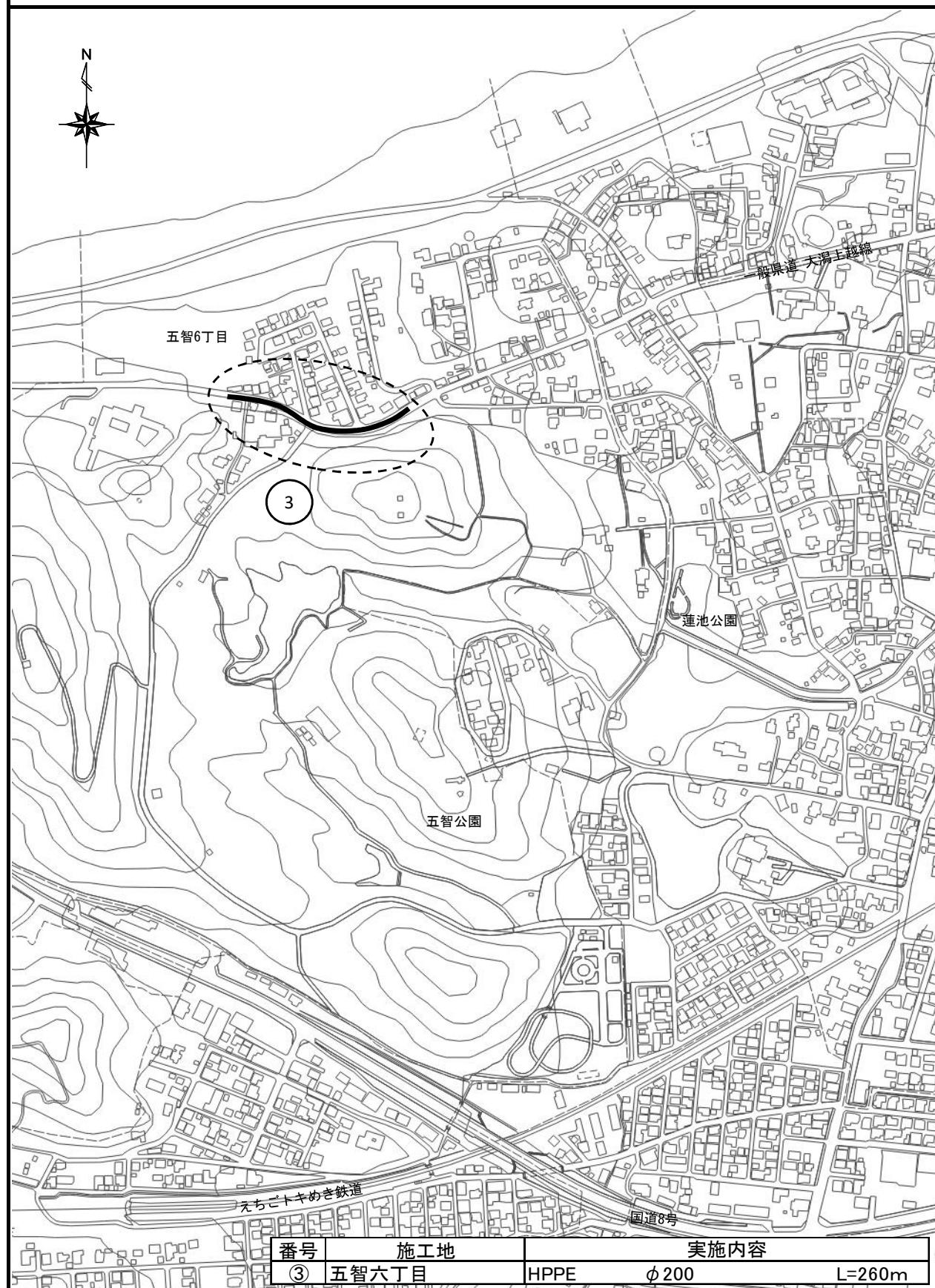
水道工事予定箇所図(合併前上越市) 1/11



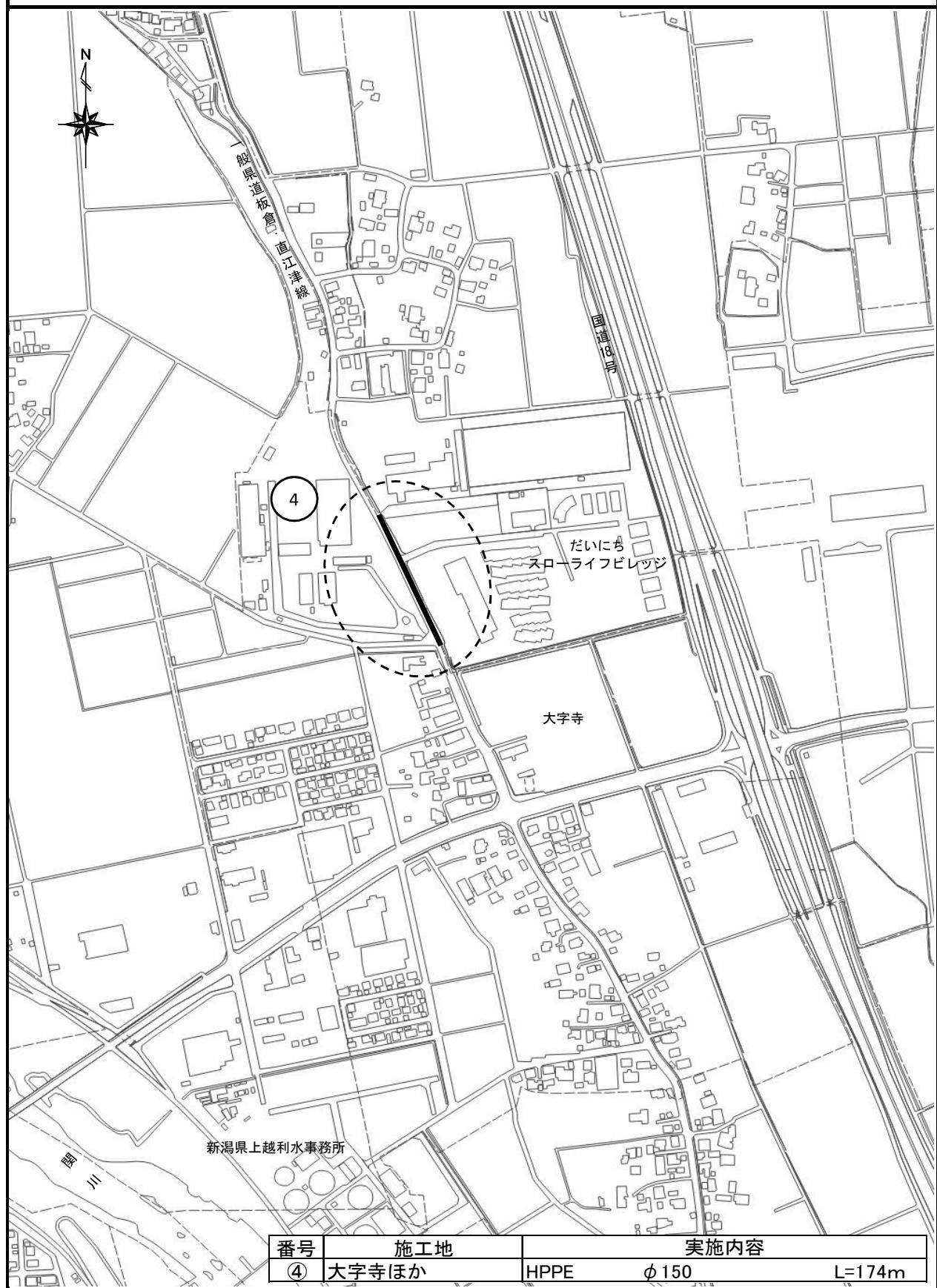
## 水道工事予定箇所図(合併前上越市) 2/11



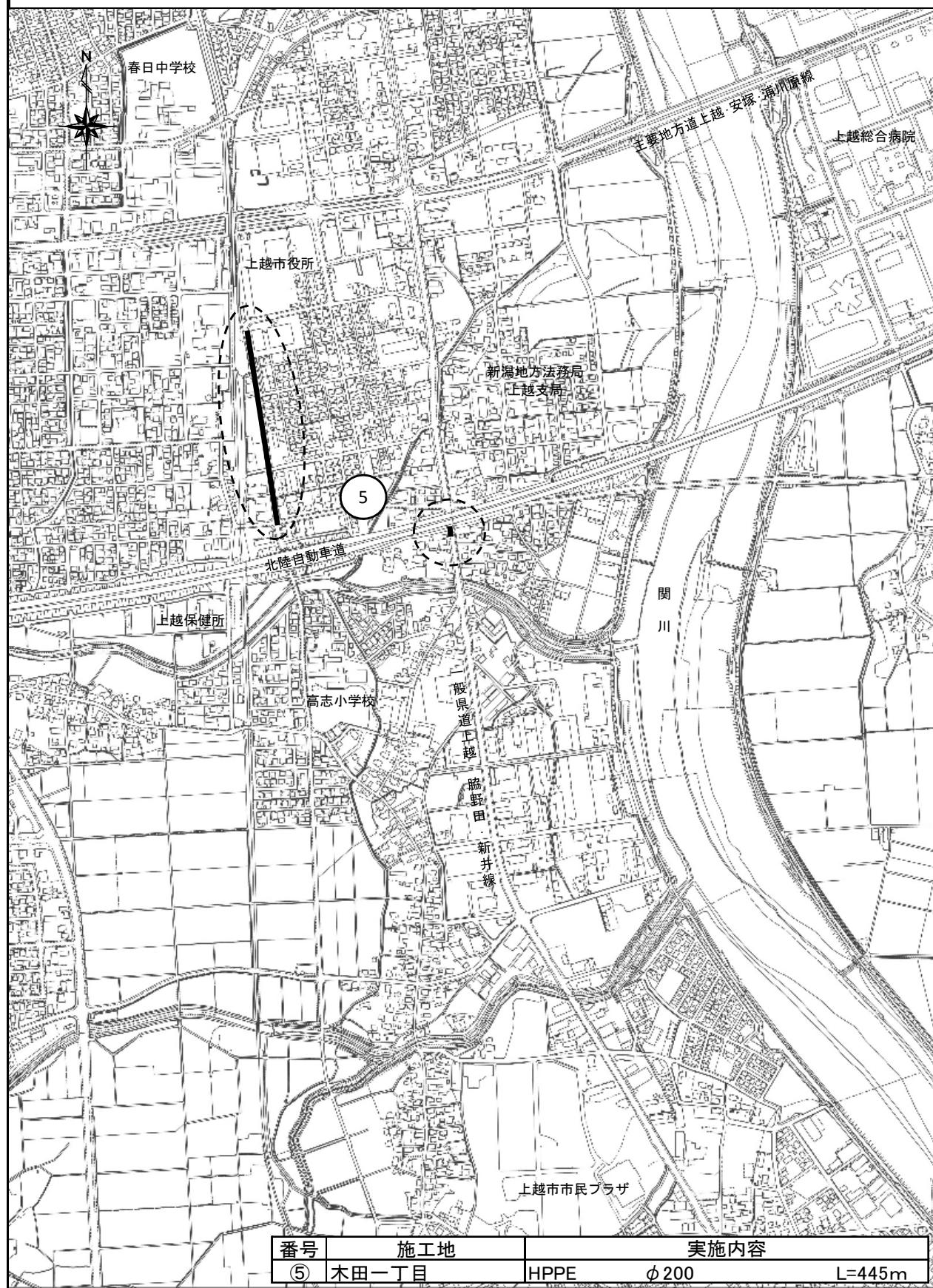
## 水道工事予定箇所図(合併前上越市) 3/11



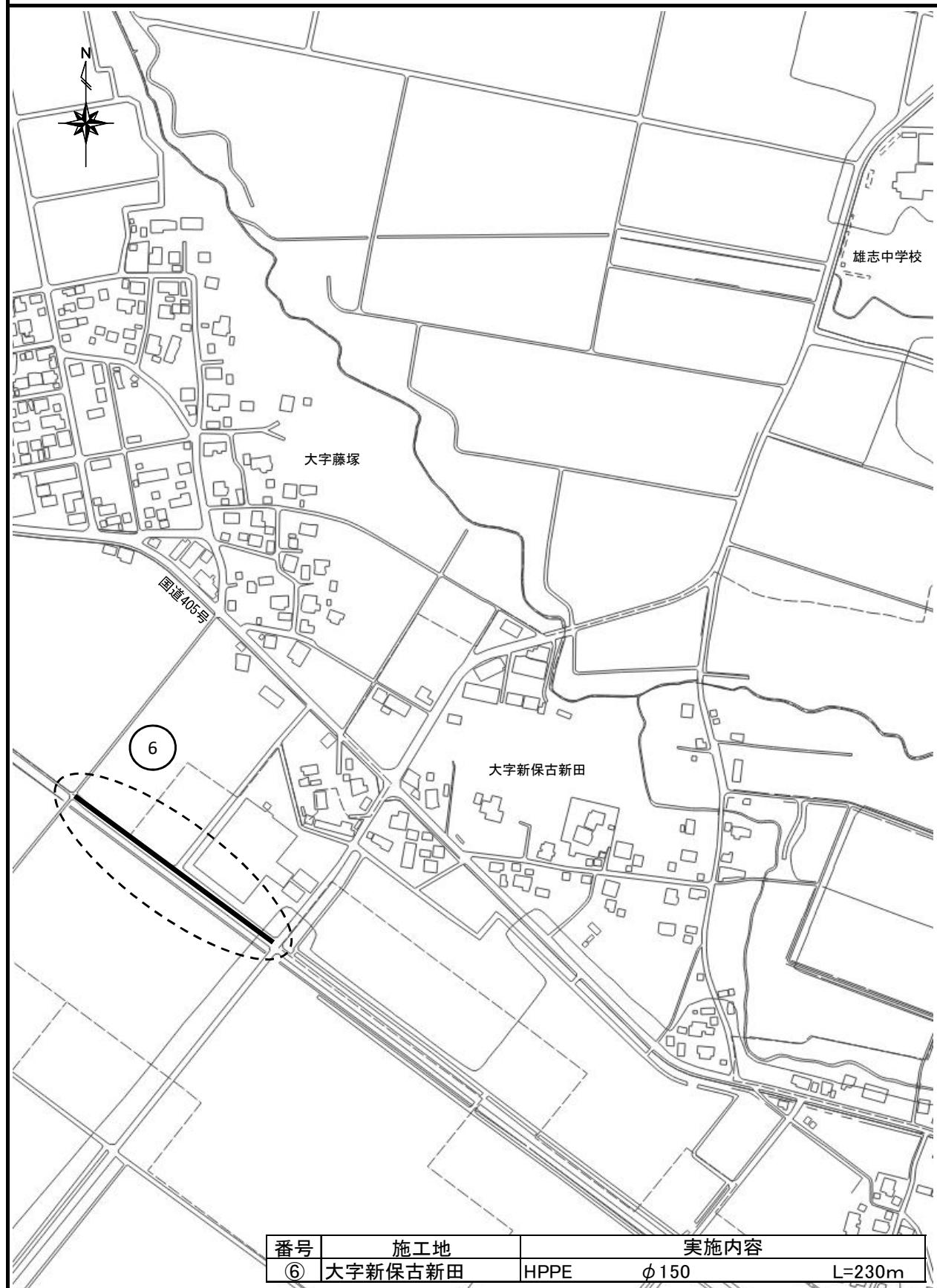
## 水道工事予定箇所図(合併前上越市) 4/11



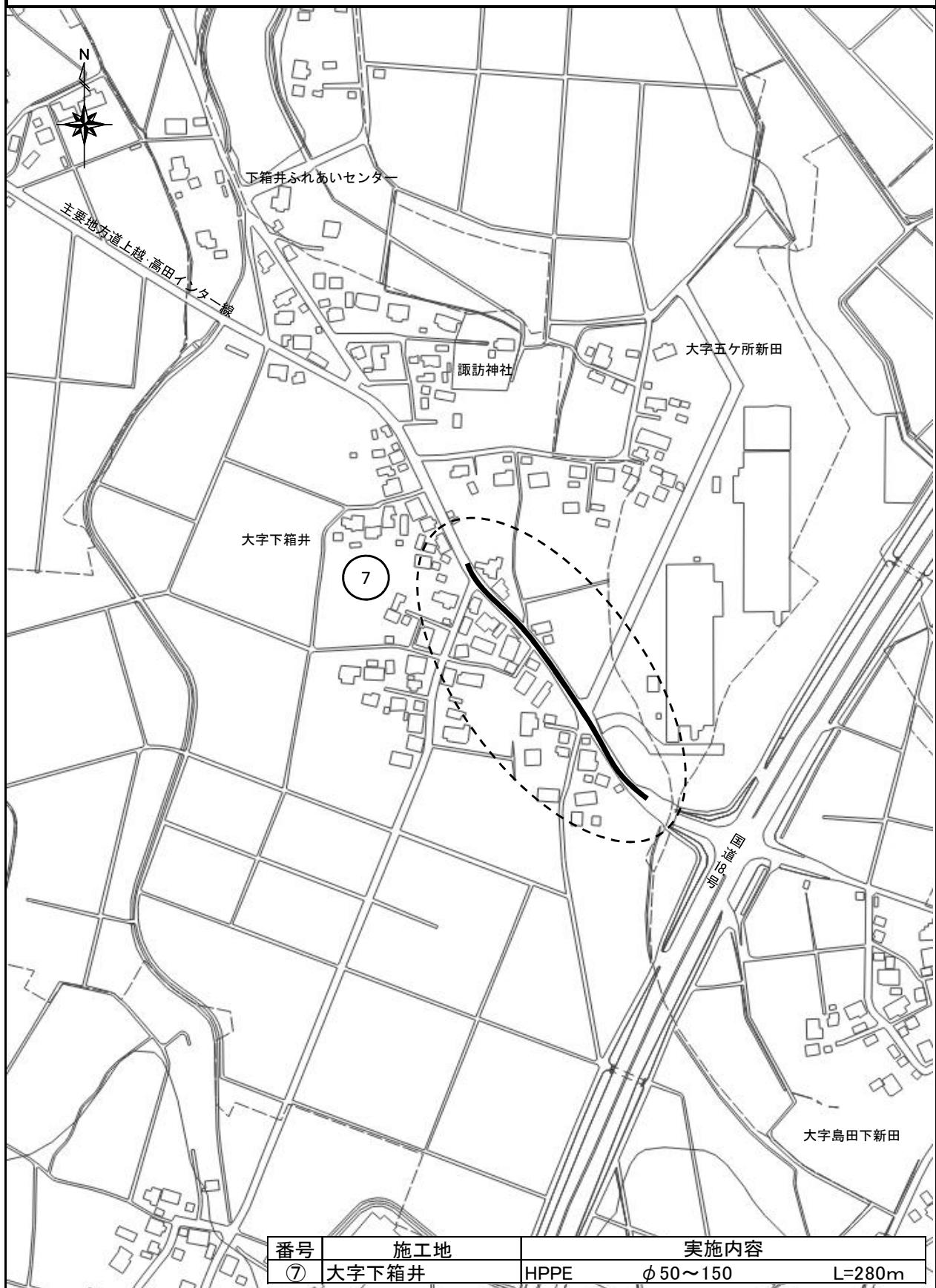
水道工事予定箇所図(合併前上越市) 5/11



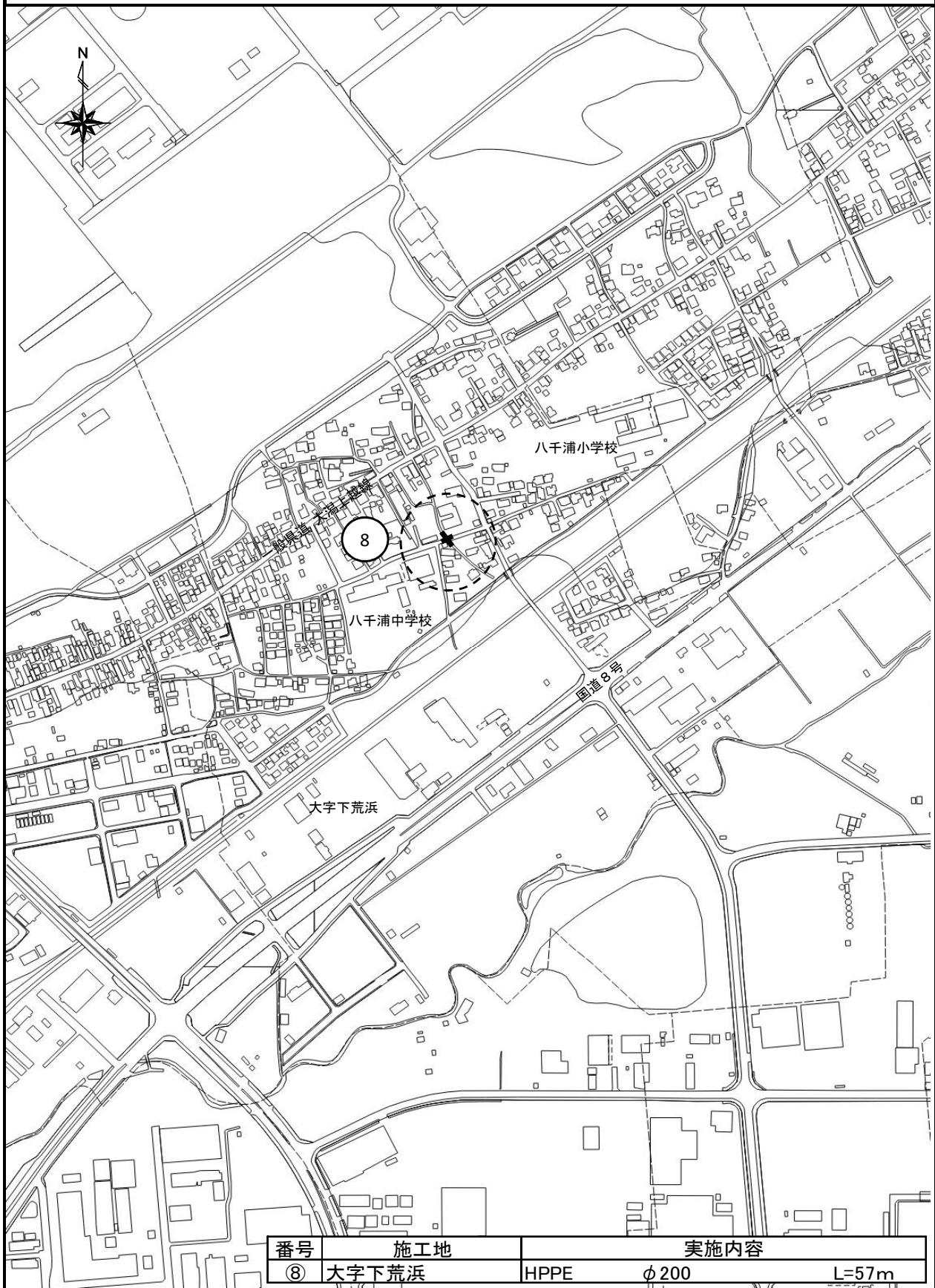
## 水道工事予定箇所図(合併前上越市) 6/11



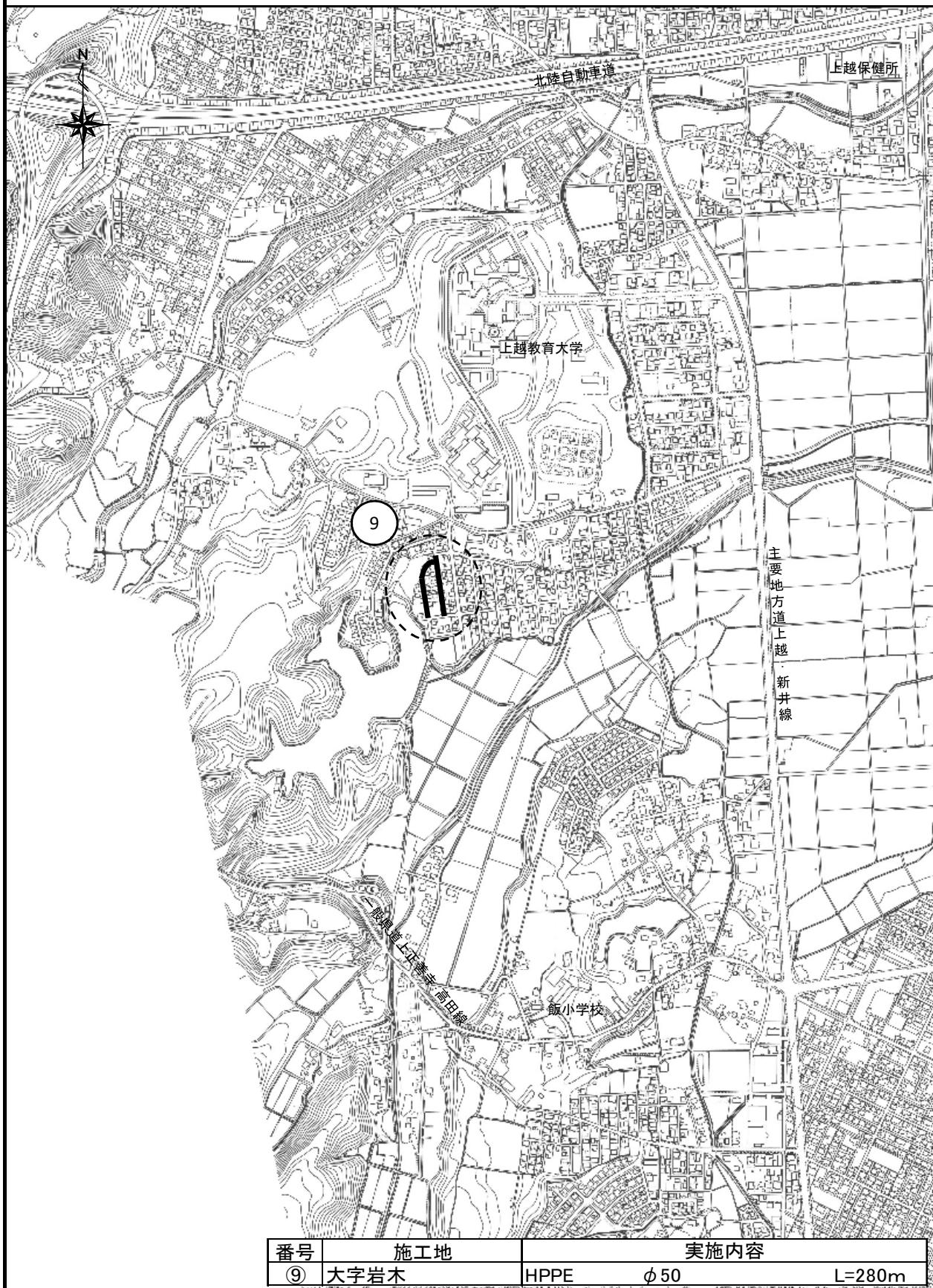
水道工事予定箇所図(合併前上越市) 7/11



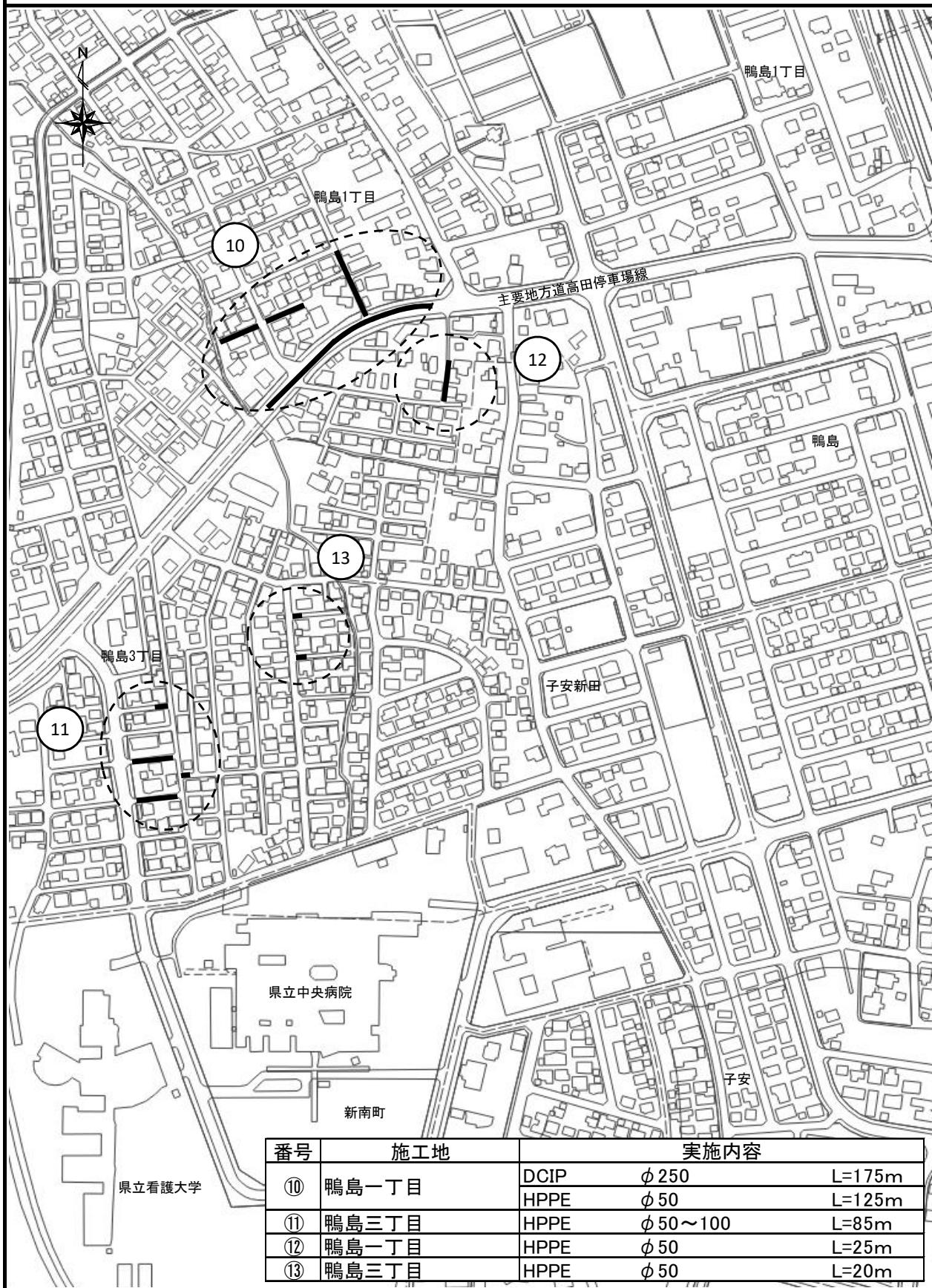
## 水道工事予定箇所図(合併前上越市) 8/11



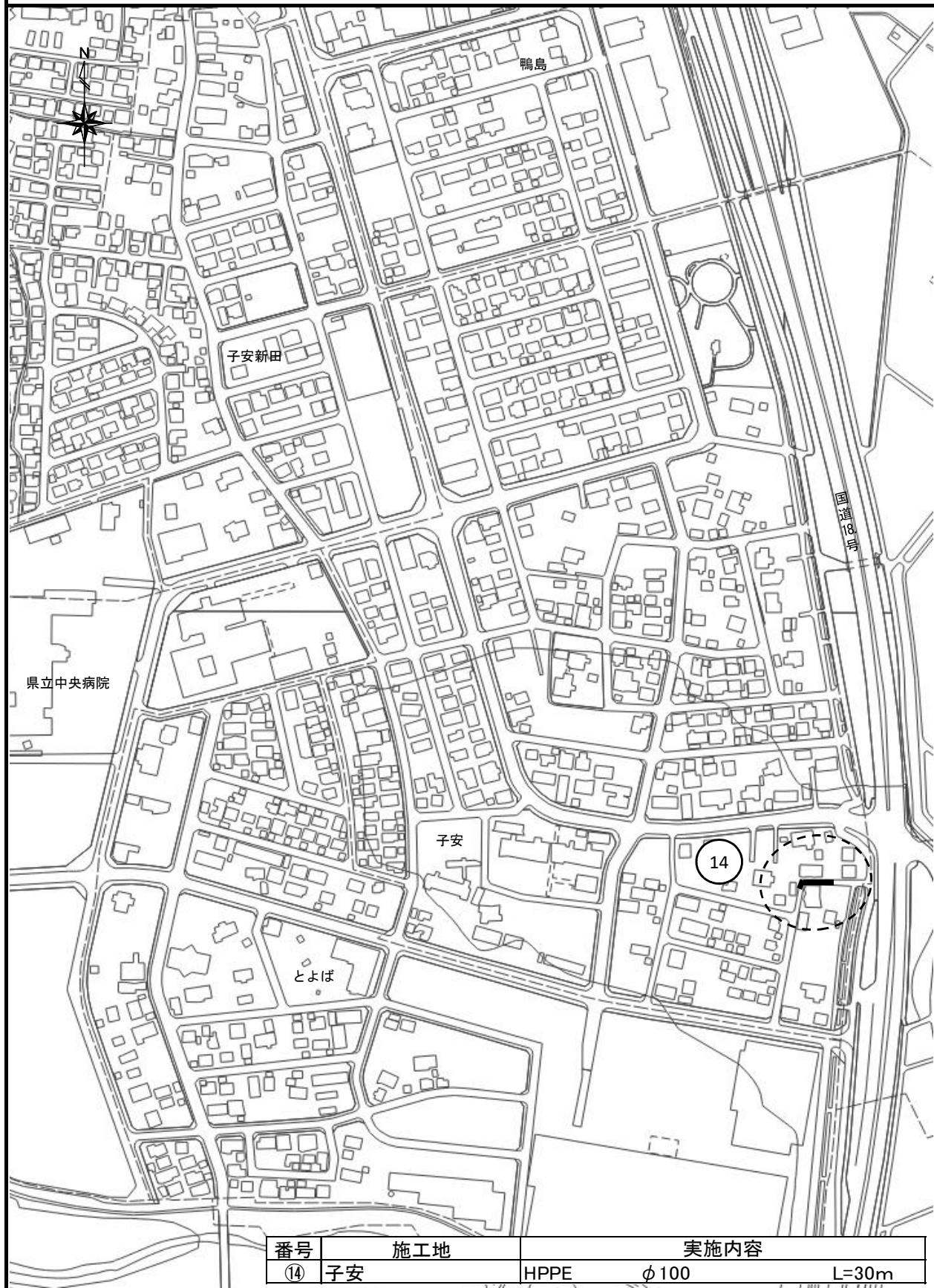
水道工事予定箇所図(合併前上越市) 9/11



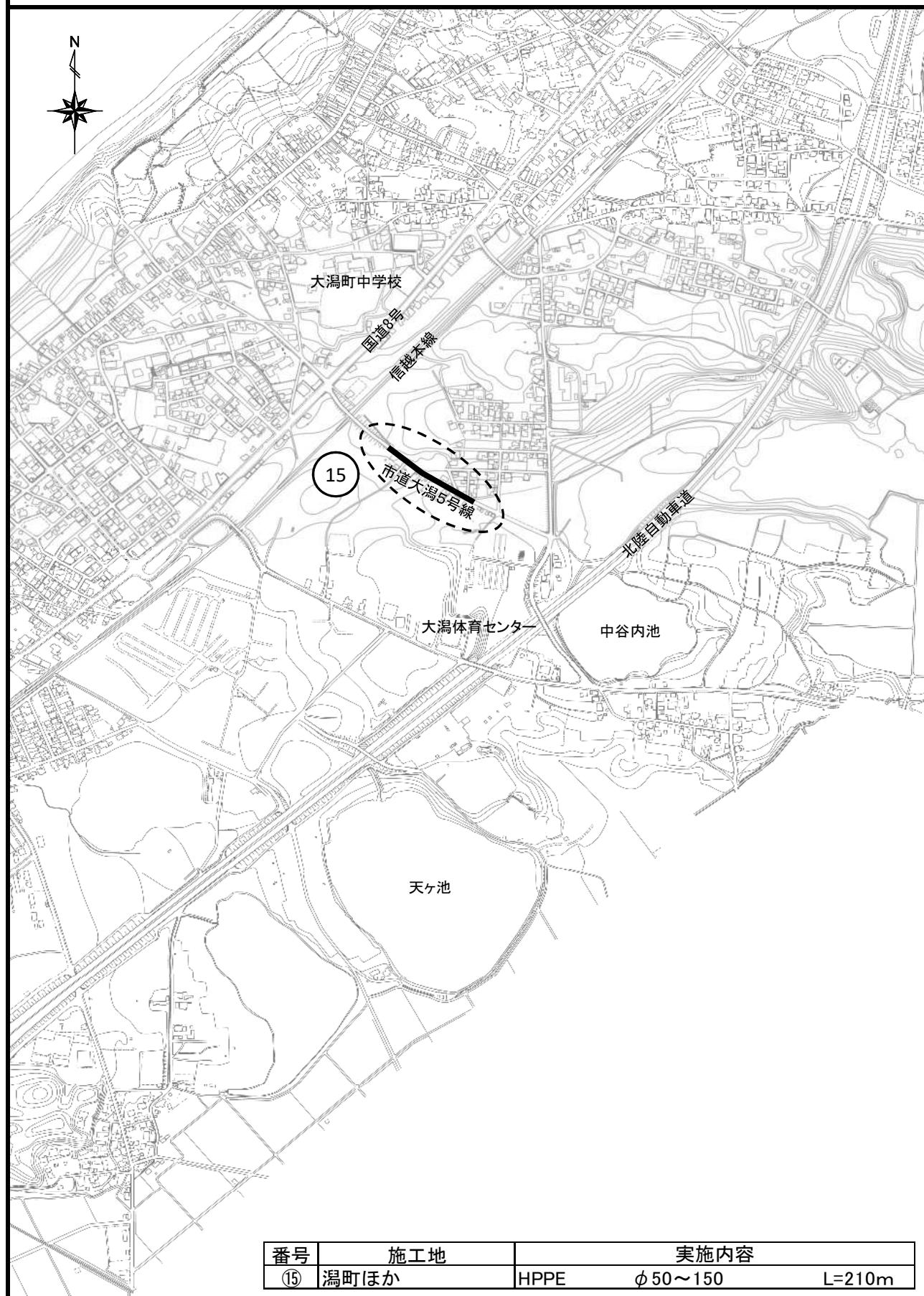
水道工事予定箇所図(合併前上越市) 10/11



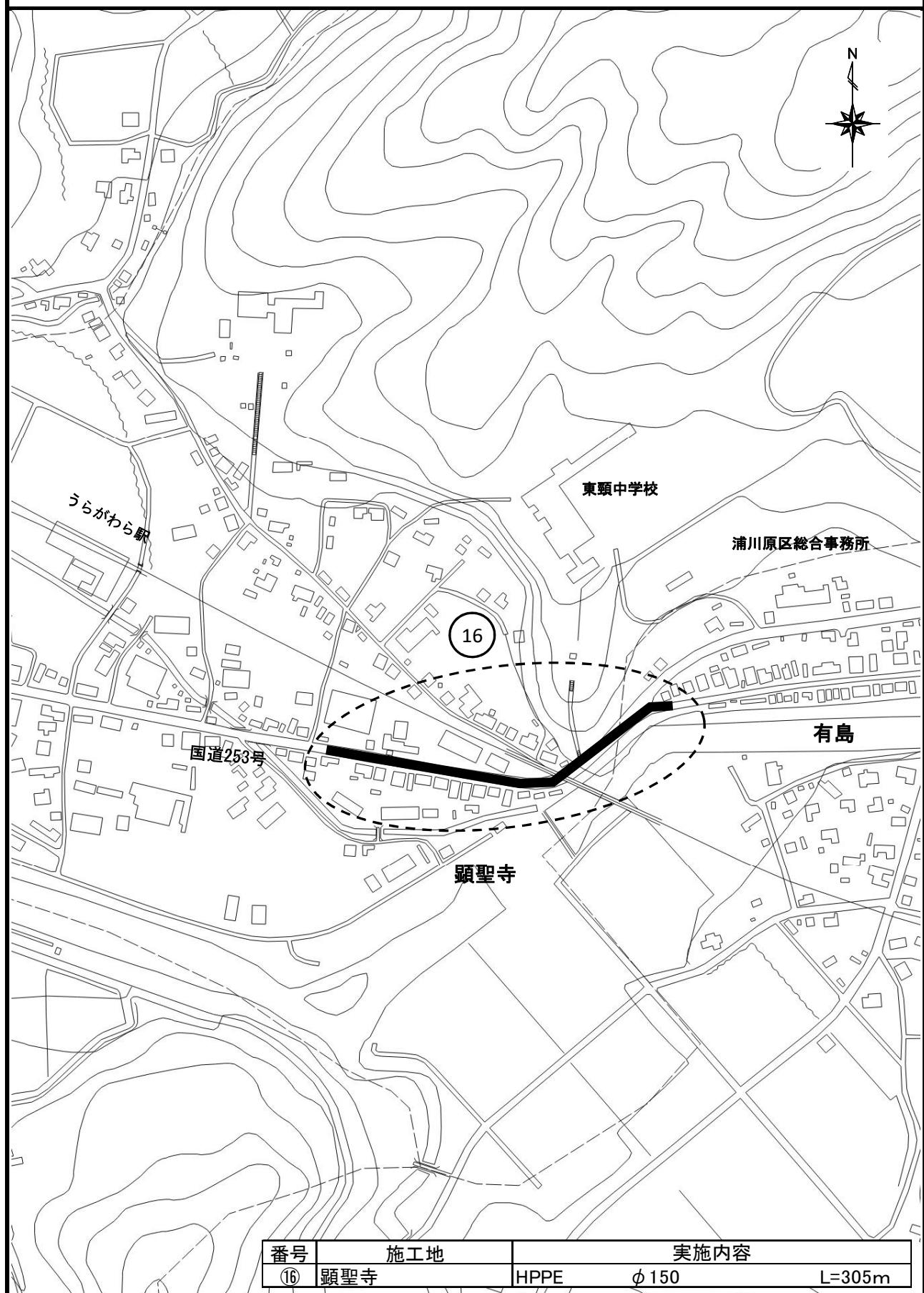
## 水道工事予定箇所図(合併前上越市) 11/11



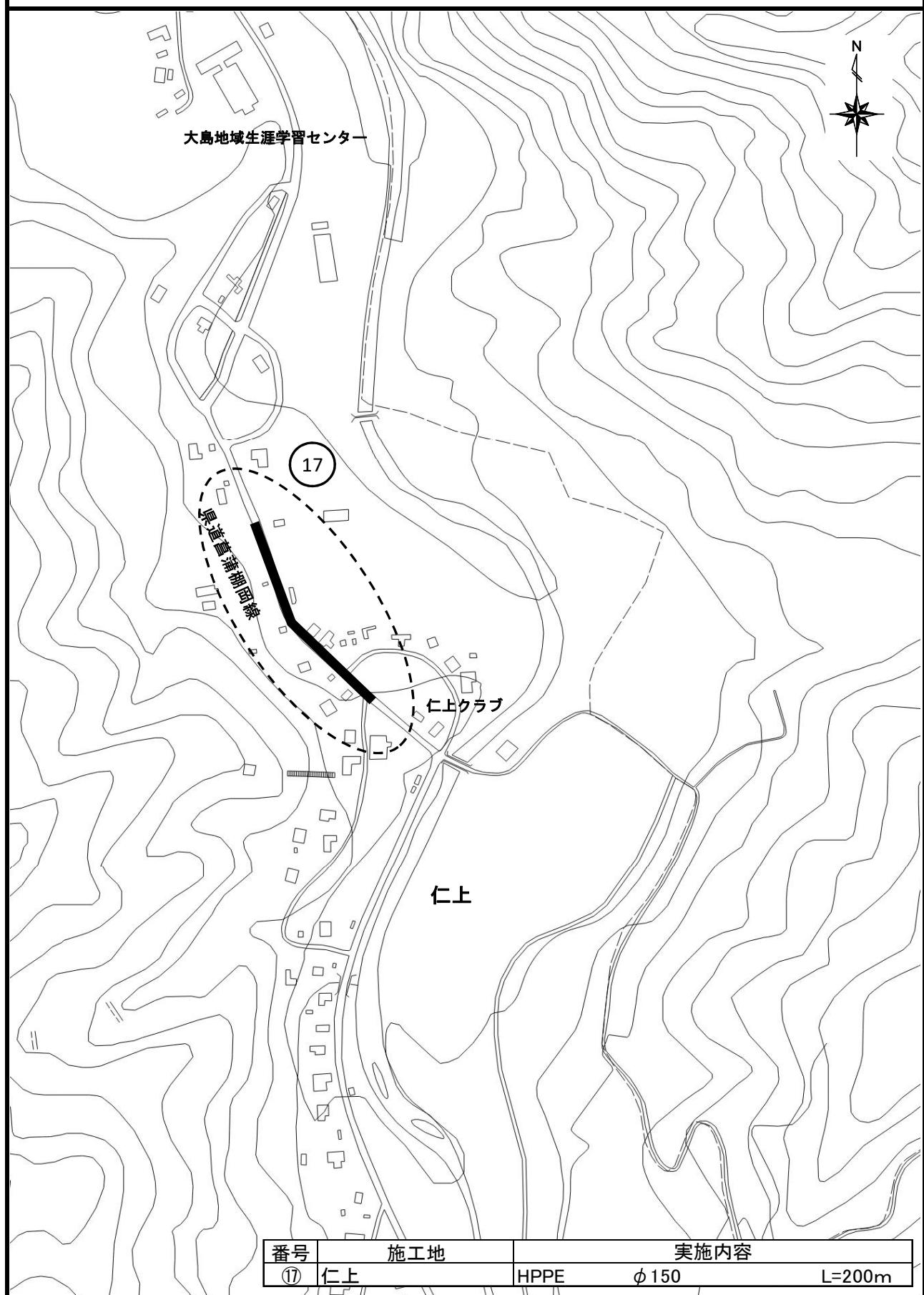
## 水道工事予定箇所図(大潟区) 1/1



## 水道工事予定箇所図(浦川原区) 1/1



## 水道工事予定箇所図(大島区) 1/1



所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第113号
提出課	経営企画課

## 令和7年度上越市下水道事業会計補正予算（第1号）の概要

### 【補正理由】

一般職の職員と同様に、企業職員の給与改定を行うとともに、人事異動による職員構成の変動等に伴う給与費の増減を整理するもの

また、令和8年度に予定する下水道工事について、早期発注により施工時期の平準化を図るため、新たに債務負担行為を設定するもの

### 【補正内容】

＜下水道事業会計職員給与費補正額一覧＞

単位：人、千円

職員数	給料	手当 ※	退職給付費	法定福利費	合計
補正後	27	109,312	79,410	9,200	38,248
補正前	27	108,110	70,448	9,074	35,962
補正額	0	1,202	8,962	126	2,286
					12,576

※ 手当は児童手当を除く。

### 【債務負担行為の設定】

#### 1 限度額

771,424千円

#### 2 年度ごとの支出予定額

期間	金額
令和7年度	0千円
令和8年度	771,424千円
合計	771,424千円

### 3 実施概要

#### 下水道管渠工事

施工箇所	口径	延長	金額
①大字黒井	φ 150	131m	574, 541千円
②大字下荒浜	φ 150～250	175m	
③大字岩木	φ 150	233m	
④鴨島一丁目	φ 150	298m	
⑤鴨島一丁目ほか	φ 150	352m	
⑥鴨島一丁目	φ 150	226m	
⑦鴨島三丁目	φ 150	309m	
⑧鴨島三丁目	φ 150	255m	
⑨とよば	φ 150	450m	
⑩子安	φ 150	439m	

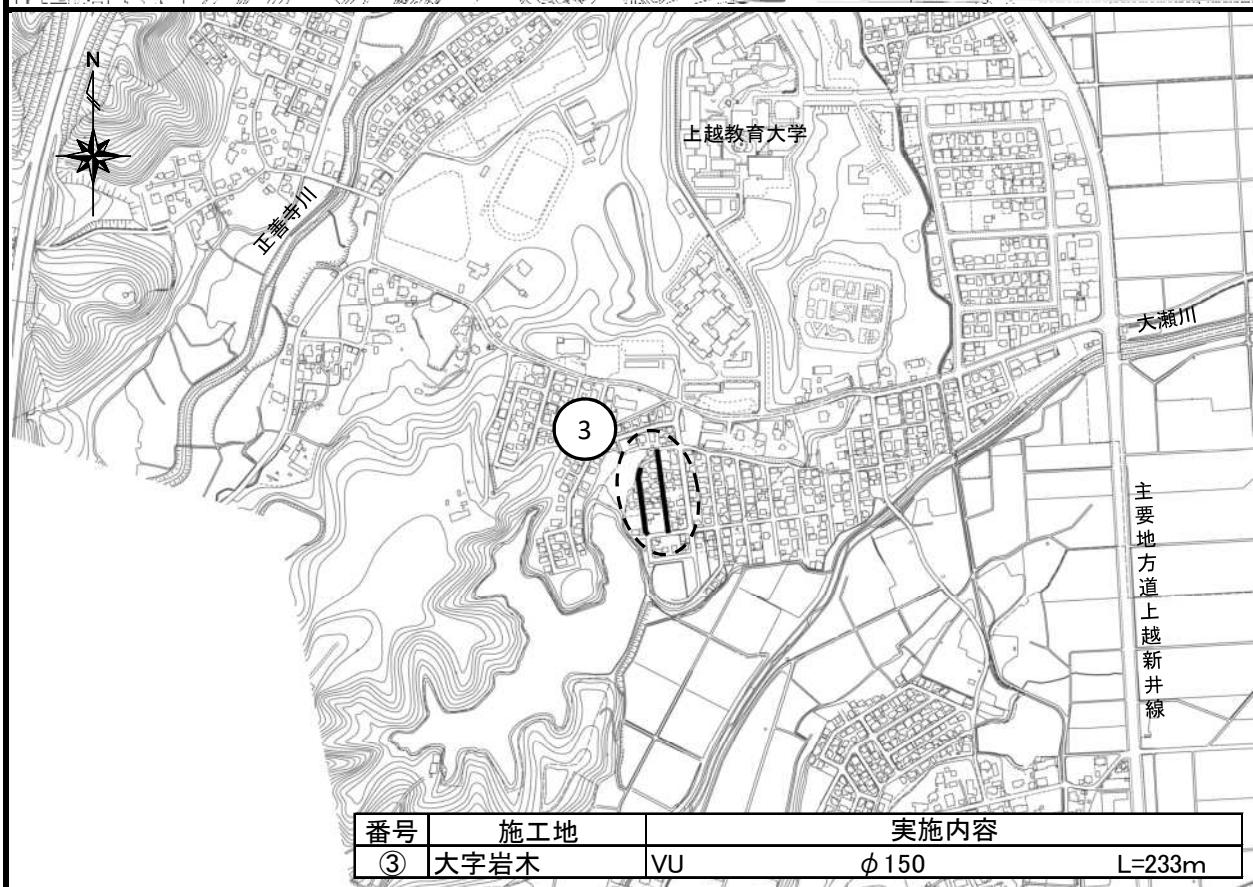
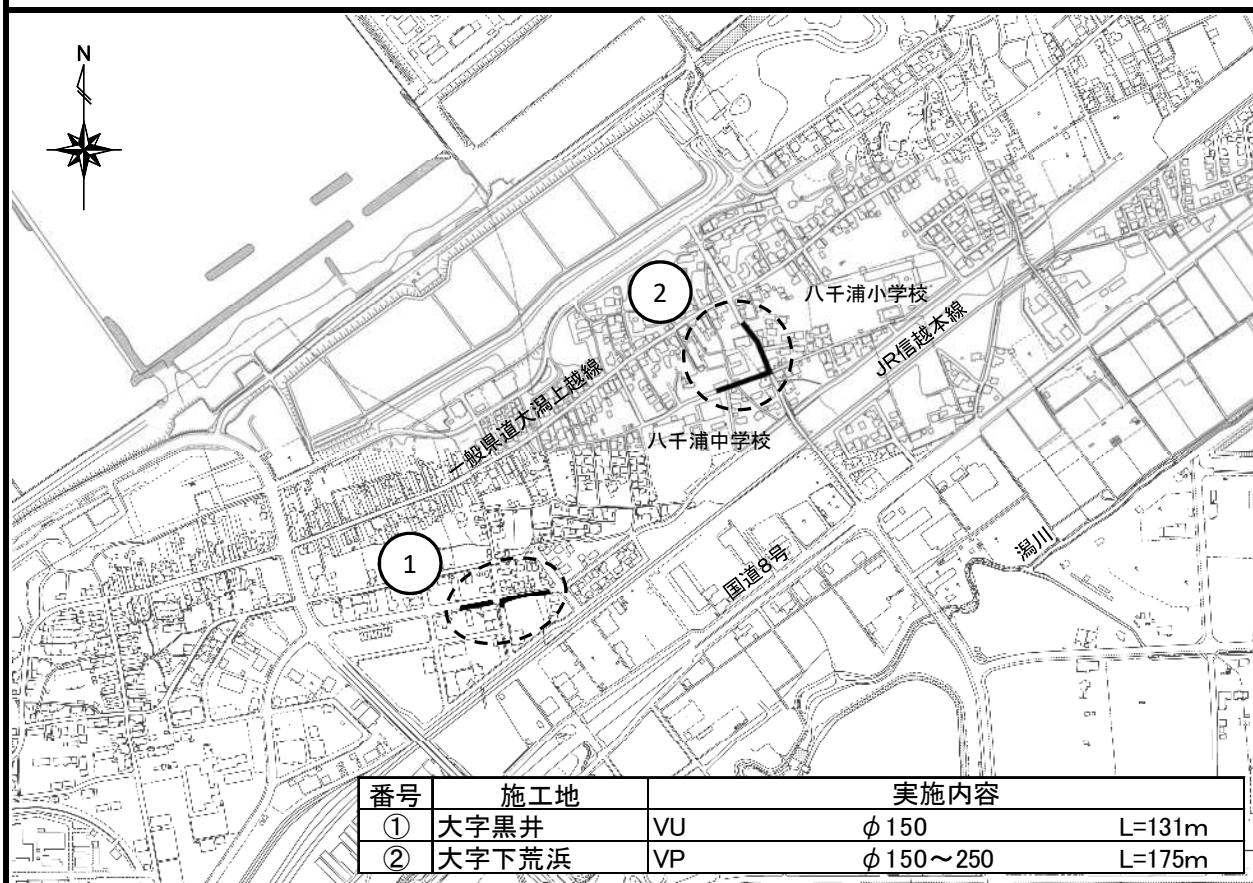
#### 舗装工事

施工箇所	面積	金額
子安新田ほか6か所	9, 850m <sup>2</sup>	92, 048千円

#### ガス水道管移転補償費

施工箇所	金額
大字下荒浜ほか6か所	104, 835千円

## 下水道工事予定箇所図(合併前上越市) 1/2



## 下水道工事予定箇所図(合併前上越市) 2/2

